

新型コロナウイルス感染症からの復興プラン

令和2年7月

上天草市

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第1章 基本的な考え方	3
1 復興する上での3つのフェーズ	
2 新型コロナウイルス感染症に係る基本対処方針	
3 新型コロナウイルス感染症のリスクレベルと判断基準	
第2章 本市産業の現状	8
1 製造業	
2 農林水産物等販売業	
3 旅館業	
4 情報サービス業等	
第3章 5つのアクションに沿った分野ごとの推進方針	10
1 5つのアクション	
2 3つのフェーズ、5つのアクションに沿った分野別の推進方針	
第4章 推進方針に基づく具体的な事業(KPI設定)	27
1 リスクレベルに応じた具体的な事業(別紙1)	
第5章 分野別の課題	28
第6章 取組主体・関係機関等一覧表(別紙1)	43

別紙1 新型コロナウイルス感染症からの復興プラン事業一覧表

はじめに

1 計画策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）については、東京をはじめとして都市部を中心に感染者が急増し、感染経路が不明な感染者も増加した。さらに、世界的に患者数と死亡者数の急激な増加が見られ、国内で散見される輸入症例も増加している。

国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押しされており、国難とも言うべき厳しい状況におかれている。世界経済においては、感染症がパンデミックの状態となり、欧米諸国をはじめ各国で、都市封鎖や外出制限といった措置が採られる中、サプライチェーンの寸断により供給制約が生じ、グローバルなヒトやモノの流れが急速に収縮し、世界経済は戦後最大とも言うべき危機に直面している。

国においては、4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行い7都府県について緊急事態措置を実施すべき対象区域とし、4月16日には、全都道府県を緊急事態措置の対象としたところである。また、こうした中で、4月20日には新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（以下「緊急経済対策」という。）を閣議決定し、緊急に対応すべき対策を臨機応変に講ずるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設したところである。

このことを踏まえ、本市においても、感染症により影響を受けた市民生活及び経済を安定させ復興させることが急務となっていることに鑑み、国の緊急経済対策及び熊本県の感染症対策などを踏まえ、緊急支援をはじめ、先を見据えた経済対策（V字回復）など計画的な実施を通じた地方創生を図ることを目的に、新型コロナウイルス感染症からの復興プラン（以下「復興プラン」という。）を策定するものである。

2 計画の位置づけ

復興プランは、本市の上天草市第2次総合計画、新市まちづくり計画及び上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を補完するための計画とし、これら計画を推進することに結び付く、感染症から市民生活の安定及び経済復興を図る施策並びにこの施策に紐づく具体的な事業を重点的に整理し反映させることとする。

3 計画期間

感染症の感染早期、まん延期、小康期などは期間の予想ができず、第2波・第3波の感染も想定しておく必要がある。このことを踏まえると、復興プランは、将来にわたり継続するものもあり、計画期間が限定されないことから設定しないこととする。

ただし、計画期間中であっても、関係法令の改正、緊急経済対策、熊本県の感染症対策などの見直しがあった場合は、必要に応じて随時見直しを行い、また、感染症収束後においては、これまでの取り組みなどを踏まえて、必要に応じて見直すこととする。

第1章 基本的な考え方

1 復興する上での3つのフェーズ

緊急経済対策においては、感染症の事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くための雇用と事業と生活を守り抜く、感染症拡大の収束に目途がつくまでの間を「緊急支援フェーズ」、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進を行う間を「V字回復フェーズ」と整理されている。

また、政府においては、感染症に対して、長期戦を覚悟する必要があるとの認識があり、このことを勘案すると、市民生活においては、一定期間感染症と共存する生活が続くものと考えられる。

よって、本市においては、国が考えるフェーズごとの施策に本市の施策を合わせることで、緊急経済対策に呼応して各取組みも進めることが可能となり、効果的な事業展開が期待できること、感染症と一定期間共存する生活に対応しなければならないことに鑑み、次の3つのフェーズを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ① 緊急支援フェーズ ② with コロナフェーズ ③ V字回復フェーズ

2 基本的対処方針（第10回新型コロナウイルス感染症対策本部承認<令和2年5月12日>）

基本的対処方針については、次のとおり。

上天草市新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針

令和2年5月12日

上天草市新型コロナウイルス感染症対策本部

政府は、令和2年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第15条第1項に基づき政府対策本部を設置した。

また、令和2年4月7日に政府対策本部長は法第32条第1項に基づき緊急事態宣言を行った。本市においては、令和2年2月22日に設置した上天草市新型コロナウイルス感染症対策本部を同年4月7日付けで法第34条に規定する市町村対策本部に移行したところである。

緊急事態の宣言は、新型コロナウイルス感染症の現状又はこれまでの課題に照らし合わせ、法に基づく各施策を用いて感染拡大を防ぐとともに、この宣言の下、国民が一

丸となって基本的な感染予防の実施、不要不急の外出の自粛、「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。

この基本的対処方針は、市民の生命を守るため、政府が策定した基本的対処方針を踏まえ、上天草市としての対策を実施するに当たり準拠となるべき統一の方針を示すものである。

1 情報収集

感染状況に応じた適切な感染予防及び拡大防止策を実施するため、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報を国、熊本県・天草保健所、天草郡市医師会、医療機関等の関係機関から対策、医療等に関する情報を積極的に収集する。

2 情報提供・共有

市民等に対して、市ホームページ、防災無線、市公式LINE、広報誌等を活用し、正確でわかりやすく、かつ、状況の変化に即応した情報提供を行い、注意喚起及び行動変容に資する啓発を行う。

- (1) 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の周知徹底。
- (2) 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛の呼びかけ。
- (3) 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解又は偏見に基づく差別を行わないことの呼び掛け。
- (4) 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避ける。
- (5) 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- (6) 家族以外の多人数での会食を避ける。
- (7) 市民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼び掛け。

3 まん延防止

まん延防止策には、個人行動の制限又は対策そのものが社会・経済に影響を与えることを踏まえ、対策の効果及び影響を総合的に勘案し、国及び県と情報を共有しながら対策の実施を検討していく。

- (1) 緊急事態宣言は、国民が一丸となって、これまでの施策を更に加速させることを目的として行われるものである。接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指し、県と協調して外出の自粛等について呼び掛けを行う。
- (2) クラスターが発生するおそれのあるイベントや、「三つの密」のある集まりについては、開催の自粛の呼び掛けを行う。感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆が見られる場合には、期間を示した上で、外出やイベントの開催の自粛、施設の使用制限の呼び掛けを行う。
- (3) 県が法第24条第9項及び法第45条第2項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請を行う場合には、県と協調しながら迅速に対応する。
- (4) 県の緊急事態措置の実施に当たっては、県対策本部と密接に情報共有するとともに、混乱が生じないように市民に冷静な対応を促す。
- (5) 外出の自粛の呼び掛けを行うに当たっては、自粛の対象とならない具体例として、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等についても併せて示すものとする。
- (6) 不要不急の帰省や旅行など、県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう市民に促す。
- (7) 職場においては、感染防止のための取組（手洗い、咳エチケット、職場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう呼び掛ける。
- (8) 小中学校における保健管理等の感染症対策について徹底するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- (9) 保育所や児童クラブ等については、感染リスクを下げる取組を徹底して運営する。同時に家庭等で保育が可能な保護者に原則として登園・利用を控えるよ

うお願いすることを呼び掛ける。

(10) 渡航を希望する市民へ情報提供及び注意喚起を行う。

(11) 天草保健所の体制強化やクラスター対策等、国又は県が行う取組に対して適宜協力する。

4 医療

(1) 県、天草保健所、医療機関等と連携し、情報を積極的に収集するとともに、国や県等からの要請に応じ適宜協力する。

(2) 市内で患者が発生し、その患者が在宅等で療養する場合に患者や医療機関等から要請があったときは、国及び県と連携し、必要な支援を行う。

(3) 発熱等の風邪症状がある場合に医療機関を受診するときは、あらかじめ電話で帰国者・接触者相談センターに相談することが必要であることを呼び掛け、医療供給体制のひっ迫を防ぐよう努める。

(4) 医療機関等における、マスク等の個人防護具の確保に協力する。

(5) 市が行う健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施するよう時期又は時間に配慮する。

5 市民生活及び市民経済の安定

(1) 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による市内経済や市民生活への影響を最小限に留めるため、国及び県が行う経済対策を積極的に活用して経済の回復及び成長に向けた措置を柔軟に講じていく。また、新型コロナウイルス感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けている方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう必要な支援を行う。

(2) 消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(3) 市民に対し、食料品、生活必需品、衛生用品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を、事業者に対し、売惜しみや便乗値上げ等を生じないようにそれぞれ呼び掛けを行う。

(4) 国からの要請に応じ、必要に応じて在宅の高齢者、障がい者等の要援護者へ

の生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。

- (5) 県の要請に応じ、可能な限り火葬炉を稼働させる。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、県からの要請に応じて一時的に遺体を安置する施設等を確保する。

6 その他

- (1) 感染の状況は刻々と変化することから、国、県等の動向を注視するとともに、市内の社会福祉施設、医療機関等の関係機関と連携し、常に最新の情報の収集に努め、必要な対策を図る。
- (2) 患者・感染者、その家族や治療・対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- (3) 職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、仮に職員に感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるよう対策をあらかじめ講ずる。

3 新型コロナウイルス感染症のリスクレベルと判断基準

本市における感染症の危険度を示すリスクレベルとその判断基準並びにリスクレベルに応じた対策等については、次のとおりとなる。

目安	判断基準	上天草市
リスクレベル		具体的な対策例
4 (特別警報)	市内で ①新規感染者が発生 かつ ②リンクなし感染者が発生 かつ ③クラスターが発生した場合	レベル3、レベル3+の対策に加え ・不要不急の外出自粛要請 ・全ての催事等の自粛要請
3+ (警報)	天草管内(近隣地域)で ①新規感染者が発生 かつ ②リンクなし感染者が発生 又は ③クラスターが発生した場合 かつ ④市内で新規感染者が発生	レベル2、レベル2+の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・催事等の自粛要請 ・不特定多数が利用する市有施設の閉館
3 (警報)	天草管内(近隣地域)で ①新規感染者が発生 かつ ②リンクなし感染者が発生	レベル2、レベル2+の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・催事等の自粛要請 ・不特定多数が利用する市有施設の閉館
2+ (警戒)	天草管内(近隣地域)で ①新規感染者が発生 かつ ②市内感染者が未発生	レベル1の対策に加え ・3つの密を徹底的に回避 ・リスクの低い催事等については、適切な感染防止策の実施を前提に開催
2 (警戒)	県内で ①新規感染者が発生 かつ ②天草管内(近隣地域)で新規感染者が未発生	レベル1の対策に加え ・3つの密を徹底的に回避 ・リスクの低い催事等については、適切な感染防止策の実施を前提に開催
1 (注意)	国内で ①新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生	レベル0の対策に加え ・3つの密が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、蔓延防止対策を行う ・新しい生活様式の広報・実践
0 (平常)	国内で新規感染者が確認されていない	・通常の感染症予防活動 ・新しい生活様式の広報・実践

※ 新規感染者…1週間の感染者数

※ 3つの密とは、①「密閉(換気の悪い密閉空間)」、②「密集(多数が集まる密集場所)」、③「密接(間近で会話や発声する密接場面)」のことをいう。

※ あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付けられるか、また、具体的な対策は、全国・県の感染状況及びその傾向(拡大・縮小)を踏まえ、総合的に判断する。

第2章 本市産業の現状

1 製造業

近年、製造業における事業所数、従業員数及び製造品出荷額は年々減少傾向にある。

このため、施設の老朽化が進んでいる既存企業においては、生産効率が向上する環境整備や設備の更新を行うとともに、高い技術を持った人材の確保・育成を図ることにより、製造業を再生し、それを持続・推進することが必要である。

また、新分野・新産業の展開が期待できる新たな企業展開については、例えば、地域資源を活かした食品関連企業等にターゲットを絞るなど戦略的な誘致活動や起業支援を強化することが重要な課題である。

2 農林水産物等販売業

農業においては、就業者数及び総生産額が減少傾向にあり、漁業においては、高齢化が進行し就業者数の減少が認められる。このうち、海面養殖業においては、技術の進歩及び養殖エリアの拡大により一定程度の生産額は確保されているものの、安定的に同養殖業を継続できる程には至っていない。一方、海面漁業については、魚価の低迷により生産額が伸び悩んでおり、海面養殖業と比較して、著しく経営が困難な状況を招いている。林業については、他の産業と比較すると、就業者が極端に少なく、スギやヒノキの植林も減少しており、総生産額が低迷している。

このような状況の中、農林水産業の振興を図る上での課題としては、まず担い手の確保・育成が急務であること、また、総生産額の増加を目指す上で生産にかかる効率性や経済性を追求するための設備等の環境整備がとりわけ重要となる。

そこで本市では、農林水産業者の担い手育成・確保に加え、地域資源をいかし自らが加工から販売までを一連して行う「6次産業化」による農林水産品の付加価値を高めることが、農林水産事業者の経営安定化に有効なため、重点的に推進している。しかしながら、現段階において生産者の多くが「6次産業化」に対するノウハウを有しておらず、同事業者のスキルアップが必要であること、また、併せて生産設備等の環境整備も必要である。

その他に、商工業者が介入する「農商工連携」については、基礎的なノウハウは有しているものの、こちらも生産設備等の環境整備が同様に重要となる。

3 旅館業

旅館業について、宿泊施設件数は平成22年の47軒（ホテル・旅館36軒、民宿11軒）に対し、平成27年は39軒（ホテル・旅館35軒、民宿4軒）、平成30年は38軒（ホテル・旅館32軒、民宿6軒）と9軒減少している。これは、人口の減少や団体旅行から個人旅行への需要の変化、交通手段の発展による日帰り旅行の増加等により宿泊客が減少していること、また、施設の老朽化に伴う修繕や改修費などの維持管理コストが増加していることも大きく影響しており、観光業を主幹産業とする本市においては危機的な状況となっている。

このため、宿泊客に対して魅力的な宿泊施設を提供する必要があるが、既存の宿泊施設は老朽化が進んでいるとともに、宿泊客のニーズに合った施設が整備されておらず、これらに対応することが喫緊の課題であり、客層に着目した戦略とターゲットを定めた新たな施設の開発等を促進する必要がある。

また、本市は雲仙・天草国立公園に指定されている松島の島々、豊富な農林水産物及びキリシタンにまつわる歴史・文化の名所旧跡等の地域資源を有しながら、これらの地域資源を効果的に活用できておらず、全国的な知名度が低いものとなっている。

このため、知名度を向上させ、本市の地域資源をブランド化する必要がある。具体的には、これらの地域資源を活かした体験型・着地型観光の環境整備と推進に努め、知名度の向上を図ることが重要である。

4 情報サービス業等

本市では、超高速ブロードバンド環境が整備されサービスが利用可能となったが、電気通信事業者等の採算性の問題から一部の地域では未整備であり、当該地域ではADSL環境によるサービスの提供に止まっている。

このため、デジタルデバイドの解消を図り、市民が等しくブロードバンドの提供を受けられることができるインフラ整備の推進が必要である。

一方、急峻で平坦地が少ない本市においては、このような地理的条件の影響をほとんど受けない情報サービス関連企業の進出が、本市の活性化を図るうえで有効であり、当該企業の誘致を積極的に進める必要がある。

いずれにしても、上述の実現のためには、電気通信事業者等によるデジタルデバイドの解消がポイントとなり、超高速ブロードバンド環境の整備が必要である。

第3章 5つのアクションに沿った分野別の推進方針

1 5つのアクション

国においては、2つのフェーズ(緊急支援フェーズとV字回復フェーズ)を意識し、5つの柱をたてて施策を展開することとしている。これを踏まえ、本市においても、本市独自のアクションを追加し、5つのアクションを設定した。

- ① 感染拡大防止と医療体制の整備
- ② 雇用の維持と事業継続のための支援
- ③ 官民を挙げた経済活動の回復
- ④ 将来を見据えた強靱な経済構造の構築
- ⑤ その他市民の生活を支えるための取組み

2 3つのフェーズ、5つのアクションに沿った分野別の推進方針

本市における3つのフェーズ、5つのアクションに沿って、6つの分野を設定した。

- ① 医療・福祉
- ② 農林水産業
- ③ 商工・観光業
- ④ ライフライン(道路、水道、交通、情報通信等)
- ⑤ 教育等(学校、保育園等)
- ⑥ 行政、その他の対応

3 施策(事業)の整理

施策(事業)の整理に当たっては、感染症への対策を柔軟に講ずる必要があるため、特別警報、警報、警戒、注意、平常の各レベルに限定した施策(事業)とせず、3つのフェーズを勘案し、緊急支援フェーズを警戒レベル以上、with コロナフェーズ及びV字回復フェーズを注意・平常レベルとして整理した。

なお、施策の実施に当たっては、掲載した施策(事業)を参考に適時・適切に実施していくこととする。

新型コロナウイルス感染症からの復興プラン体系図



緊急支援フェーズ

リスクレベル2以上 <警戒・警報・特別警報>

① 感染症拡大防止と医療体制の整備

<医療・福祉>

(新型インフルエンザ等事業) 【健康づくり推進課】

- 市民への正確な情報提供、医療・福祉事業者に対する状況の変化に即応した情報提供及び定期的な情報交換の実施、予防接種実施体制の準備及び感染防止用品等の備蓄・管理を行う。
- 市内医療機関の感染防止対策状況の確認及び感染防止用品の提供、予防接種の実施及び感染防止用品等の備蓄・管理を行う。

(保育所、放課後児童クラブ等事業) 【福祉課】

- 市民生活を維持するうえで、子どもの居場所を確保する必要があり、保育所及び放課後児童クラブ等の事業実施に当たっては、感染防止対策を徹底するため、当該事業の支援者及び利用者のマスク並びに消毒液等の衛生材料が確保できるよう支援する。

(衛生用品配付事業) 【高齢者ふれあい課】

- 市内に所在する介護保険サービス事業所等の備蓄状況を調査し、不足する備蓄物資を配付する。

(地域介護予防活動支援事業) 【高齢者ふれあい課】

- 活動を自粛する介護予防団体に対しては、安心して活動を再開し継続できるように、マスク等を配布するとともに、チラシ等を配布して感染症に関する情報提供を行う。

(感染防止対策事業) 【上天草総合病院】

- 入院患者への面会禁止、来院時のマスク着用の啓蒙、アルコールによる手指消毒、業者の検温、エレベーター4人乗車及び待合スペース等でのソーシャルディスタンスなどに取り組む。また、発熱患者に対応するプレハブを屋外に設置する。

(オンライン家族面会事業) 【上天草総合病院】

- 家族面会は、病院のパソコン及び病棟のタブレットを使用させ、14時から15時まで申込受付を行い、1患者10分以内での面会を行うこととする。

<商工・観光業>

(観光施設維持管理事業) 【観光おもてなし課】

- 市が管理する次の観光施設にアルコール消毒液を設置する。
 - ・小島キャンプ場、白嶽森林公園キャンプ場、龍ヶ岳山頂キャンプ場、ミューイ天文台、観光海運会館、松島展望休憩所、天草四郎ミュージアム
- 市が管理する次の観光施設に注意喚起等の看板を設置する。また、市が管理する海水浴場等の駐車場を封鎖する。
 - ・樋合海水浴場、西目海水浴場、高戸海水浴場、小島キャンプ場、諏訪キャンプ場、白嶽森林公園キャンプ場、龍ヶ岳山頂キャンプ場、ミューイ天文台、松島展望休憩所、天草四郎ミュージアム

<ライフライン（道路、水道、交通、情報通信等）>

（公共交通等対策事業） 【企画政策課】

- 公共交通事業者（湯島商船、タクシー事業者 5 社）が運行する各船・車輛にアルコール消毒液を設置し、利用者の手指消毒を徹底する。

（ごみ処理事務事業、し尿処理事務事業） 【生活環境課】

- ごみ処理 7 事業者及びし尿処理 3 事業者が、作業中に感染することを防止するため、マスクを配付する。

<教育等（学校、保育園等）>

（小学校一般管理事務事業、中学校一般管理事務事業） 【学務課】

- 感染拡大予防として必要となる消毒液、マスク等の消耗品を市で一括購入し、各学校に設置する。

（IT 教育推進事業） 【学務課】

- 小中学校の児童生徒 1 人 1 台配布したタブレットにより遠隔授業等を実施する。
- 臨時休業を実施した場合に、自宅待機中の児童生徒に対してタブレット PC でのデジタル教材の活用や、学習状況管理を行い、家庭学習の充実を図る。また、インターネット等の双方向で送受信ができる環境が整った場合には、教職員による遠隔の指導や授業等を実施するなど、さらに家庭学習環境の充実を図り、児童生徒の学力向上を進める。

<行政、その他の対応>

（庁舎等感染予防・感染拡大防止対策事業） 【監理課】

- 職員のマスクの着用、出入口に手指用消毒液の設置、会議室の使用後のドアノブのふき取り、飛沫感染予防対策用ビニールシート（又はアクリルパーテーション）の設置及び営業等の自粛要請（来庁者の制限）を実施する。
- 来庁の際の、出入口での検温実施及びマスク及び手袋の配付並びに来客対応時に使用した机、イス等のふき取り（対応の都度）を実施する。

(総合スポーツ公園事業、総合センターアロマ事業) 【社会教育課】

- 出入口での検温及び消毒液等の設置、また、換気が難しい部屋に空気清浄機を設置する。感染拡大の状況次第では、施設の利用範囲及び時間等を制限、または、施設の利用を休止する。

(大矢野自然休養村管理センター事業) 【社会教育課】

- 出入口での検温及び消毒液等の設置、また、窓口に飛沫感染予防対策用ビニールシート（又はアクリルパーテーション）を設置する。感染拡大の状況次第では、施設の利用範囲及び時間等を制限、または、施設の利用を休止する。

(図書館運営事務事業) 【社会教育課】

- 出入口での検温及び消毒液等の設置、また、窓口に飛沫感染予防対策用ビニールシート（又はアクリルパーテーション）を設置する。感染拡大の状況次第では、図書館内での閲覧及び利用時間を制限、または、図書館を休館し、電話等での予約による貸出のみを実施する。

② 雇用の維持と事業継続のための支援

<農林水産業>

(新型コロナウイルス感染症経営安定資金利子補給補助金) 【農林水産課】

- 融資機関から新型コロナウイルス対策緊急支援資金の融資を受けた際に発生する利子及び保証料を熊本県（50%）、融資機関（30%）及び上天草市（20%）で補助を行う。

(新型コロナウイルス感染症対策農水産業事業継続支援助成金) 【農林水産課】

- 感染症により事業経営に大きな影響を受けた農水産業者の事業継続を支援するために販売額の減少率に応じて助成金を交付する。

(1) 農業

法人 売上 50%以上減少 500 千円、売上 30%～50%未満 250 千円

個人 売上 50%以上減少 200 千円、売上 30%～50%未満 100 千円

(2) 水産業

法人 売上 50%以上減少 1,000 千円、売上 30%～50%未満 500 千円

個人 売上 50%以上減少 200 千円、売上 30%～50%未満 100 千円

<商工・観光業>

(新型コロナウイルス感染症対策に伴う中小企業の資金繰りを支援する保証料及び利子補給補助金) 【産業政策課】

○ 下記借入れに対する保証料及び利子の 3 年間補助を実施する。(一事業者の一会計年度における補助上限額 50 万円)

① 熊本県金融円滑化特別資金 (セーフティーネット保証 4 号)

- ・貸付限度額 8 千万円 返済 10 年以内うち据置 1 年以内
- ・保証協会保証 100% (保証料は熊本県全額負担)

② 熊本県金融円滑化特別資金 (セーフティーネット保証 5 号)

- ・貸付限度額 5 千万円 有利子 返済 10 年以内うち据置 1 年以内
- ・保証協会保証 80%

③ 金融円滑化特別資金 (危機関連保証)

- ・貸付限度額 2 億 8 千万円 返済 10 年以内うち据置 1 年以内
- ・保証協会保証 100% (保証料が必要)

④ 緊急時短期資金保証制度

- ・貸付金 月商 1 ヶ月分
- ・貸付限度額 2 千万円以内または 2 億 8 千万円以内 有利子
- ・返済 6 ヶ月以内 一括返済

⑤ 日本政策金融公庫 (衛生環境激変特別貸付)

- ・貸付期間 令和 2 年 2 月 21 日～令和 2 年 8 月 31 日まで
- ・貸付限度額 1 千万円または 3 千万円 基準利率 1.91% 返済 7 年以内うち据置 2 年以内・保証料不要

⑥ 日本政策金融公庫 (新型コロナウイルス対策マル経融資)

- ・貸付限度額 1 千万円 経営改善利率 1.21%を借入当初から 3 年間 0.9%引き下げ 返済 10 年以内うち据置 1 年以内、保証料不要

⑦ 熊本県金融円滑化特別資金新型コロナウイルス感染症対策

- ・貸付限度額 8 千万円 利子利率は 1.7%～2.3%、返済 10 年以内うち据置 1 年以内
- ・保証料は熊本県全額負担

⑧ 新型コロナウイルス感染症対策特別貸付

- ・貸付限度額 中小事業 6 億円 国民事業 8 千万円 利子利率～0.21%～0.46% 返済 15 年

以内うち据置5年以内、無担保

⑨新型コロナウイルス感染症対策特別貸付(商工中金)

- ・貸付限度額6億円 利子利率0.9%(当初3年)、0.21%(4年目以降) 返済15年以内うち据置5年以内、無担保

⑩ 新型コロナウイルス感染症対応資金貸付限度額4千万円(6/12から)利子1.90%以内返済10年以内うち据置5年以内、3年間実質無利子

(新型コロナウイルス感染症対策に伴う中小企業の雇用調整助成補助金) 【産業政策課】

- 感染症の影響を受けた事業者が、厚生労働省の雇用調整助成金の助成を受けた際に休業手当の国助成以外の事業主負担分(解雇あり:1/5(内1/2))を補助する。

(新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業継続支援助成金) 【産業政策課】

- 月売上が前年同月比30%以上減少している対象業種別に次の要件の範囲内で一事業者につき一回に限り助成する。

(1)旅館・ホテル営業

雇用5人以上、売上50%以上減少1,000千円、売上30%~50%未満500千円

雇用5人未満売上50%以上減少500千円、売上30%~50%未満300千円

(2)飲食店営業

雇用3人以上、売上50%以上減少500千円、売上30%~50%未満300千円

雇用3人未満売上50%以上減少300千円、売上30%~50%未満200千円

(3)道路旅客運送業、卸売業、小売業、生活関連サービス業、持ち帰り配達サービス飲食業及び療術業

雇用3人以上、売上30%以上減少200千円

雇用3人未満、売上30%以上減少100千円

⑤ その他市民の生活を支えるための取り組み

<ライフライン(道路、水道、交通、情報通信等)>

(水道料金の支払い猶予制度) 【水道局】

- 感染症の影響により、水道料金の支払いが困難な方に対しては、支払い猶予や分割納付の相談を行う。

<行政、その他の対応>

(納税が困難な方へ徴収猶予の特例制度) 【税務課】

- 感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方に対し、申請に基づき1年間、地方税の徴収の猶予を行う。事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること及び一時に納付し、又は納入を行うことが困難であることの両方を満たす納税者・特別徴収義務者が対象。対象となる税は、開始日から1月31日までに納期限が到来する個人市民税、固定資産税など。

(中小事業者等に対する固定資産税負担軽減制度) 【税務課】

- 感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、申請に基づき事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の負担を軽減する。軽減の対象は、対象年度課税分の事業用家屋及び設備等の償却資産に係る固定資産税とする。軽減率は、任意の連続する3か月間の売上高の対前年同期比減少率が、50%以上減少している者は、全額軽減。30%以上50%未満減少している者は、2分の1軽減する。必要要件として、事前に、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて申請する必要がある。

with コロナフェーズ

リスクレベル1以下 <注意、平常>

① 感染症拡大防止と医療体制の整備

<医療・福祉>

(新型インフルエンザ等事業) 【健康づくり推進課】 再掲

- 市民への正確な情報提供、関係機関に対する状況の変化に即応した情報提供及び定期的な情報交換の実施並びに感染防止用品等の備蓄・管理を実施する。

<行政、その他の対応>

(庁舎等感染予防・感染拡大防止対策事業) 【監理課】

- 手洗蛇口のセンサー化、正面玄関の自動ドア化、正面玄関への消毒材散布設備等を設置する。

(総合スポーツ公園事業、総合センターアロマ事業) 【社会教育課】 再掲

- 出入口での検温及び消毒液等の設置、また、換気が難しい部屋に空気清浄機を設置する。

(大矢野自然休養村管理センター事業) 【社会教育課】 再掲

- 出入口での検温及び消毒液等の設置、また、窓口に飛沫感染予防対策用ビニールシート(又はアクリルパーテーション)を設置する。

(図書館運営事務事業) 【社会教育課】 再掲

- 出入口での検温及び消毒液等の設置、また、窓口に飛沫感染予防対策用ビニールシート(又はアクリルパーテーション)を設置する。

② 雇用の維持と事業継続のための支援

<商工・観光業>

(上天草市インターネット接続サービス整備事業) 【産業政策課・危機管理情報課】

- 幹線道路周辺に立地していない既存事業所においては、取引企業や本社とのデータ通信やテレビ電話などに支障をきたしている状況にあることから、通信環境の推進を検討する。

<行政、その他の対応>

(在宅勤務者が利用できる業務用電話番号の導入) 【危機管理情報課・総務課】

- 在宅勤務に備え、職員が業務に使用する個人のスマートフォン等の通話にかかる費用を市が負担する「通話アプリ」の導入を検討する。

③ 官民を挙げた経済活動の回復

<商工・観光業>

(上天草市スポーツ合宿等誘致推進助成金の拡充) 【社会教育課】

- これまで合宿で訪れていたスポーツ団体の繋ぎ止めと新たなスポーツ団体への PR を目的に、令和 2 年度限定で助成金の交付要件を緩和し拡充を検討する。交付要件を 1 回の合宿における延べ宿泊者数を 20 人から 10 人に緩和する。助成金額の拡充として、延べ宿泊者数に乘じる金額 1,000 円を 2,000 円に、上限額 10 万円を 20 万円に増額することを検討する。

(くまもと限定緊急宿泊助成事業) 【観光おもてなし課】

- 熊本県在住者 10,000 人に限定し、宿泊費の 2 分の 1 (上限 5,000 円/1 人当たり) を助成する事業を実施する。宿泊施設は、市内の観光体験、買い物券等をセットにしたプランを設定し、そのプランを予約し宿泊された方を対象とする。

(経済回復商工事業補助金) 【産業政策課】

- 市内経済を回復させるために、商工会や商工団体(飲食店組合、商店会、スタンプ組合)等がクーポン券や商品券等を発行し、消費喚起を促し市内経済の活性化を図る。
 - ① 上天草市商工会加盟店で使用できるクーポン券を市内全世帯に配布する。
 - ② 上天草市飲食店組合加盟店舗で使用できるクーポン券を市民に配布する。
 - ③ 大矢野スタンプ組合加盟店舗で使用できるプレミアム商品券を販売する。
 - ④ 龍ヶ岳つばきスタンプ会加盟店舗でセールと抽選会を実施し、消費喚起を促す。
 - ⑤ 二号橋商店会加盟店舗で使用できるクーポン券を市民に配布する。
 - ⑥ 松栄会加盟店舗で使用できるクーポン券を市民に配布する。

④ 将来を見据えた強靱な経済構造の構築

<農林水産業>

(農業農村建物施設等管理事業) 【農林水産課】

- 感染症拡大を防止するために、上天草物産館さんばーのトイレの改修を検討する。

<商工・観光業>

(多目的なキッチンカーによる移住促進及び緊急時の体制整備事業) 【企画政策課】

- キッチンカーを飲食店経営者に貸与し、テイクアウト及びドライブスルーなどの機

能を活かした経営支援を行う。

<ライフライン（道路、水道、交通、情報通信等）>

（光ファイバ整備拡張事業（事業者補助）） 【危機管理情報課】

- 光インターネットサービスの未整備地区に、電気通信事業者と協力し光ファイバ網の整備（拡張）を行う。

<行政、その他の対応>

（新生活様式導入推進補助金事業） 【新型コロナウイルス感染症対策課】

- 感染症拡大予防の徹底に当たり、市内事業者の三密対策を推進する必要があることから、飛沫感染や接触感染を防止するための備品の購入、設備の設置、施設の改修等に補助金を交付する（間仕切りパーテーション、フェースシールドの購入、換気扇の増設など）。

（テレビ会議システムの導入） 【危機管理情報課・総務課・監理課】

- 4 庁舎（本庁・支所）の会議室に在宅勤務者等が自宅から会議に参加できるよう、Web 会議システム（Skype や Teams 等）と連携機能を有するテレビ会議システムの導入を検討する。
 - ・導入機器 テレビ会議システム（Web 会議システム等との連携機能を有するもの）
 - ・設置拠点 4 庁舎会議室（大矢野：庁議室、松島：3 階会議室、姫戸：会議室、龍ヶ岳：会議室の予定）

（簡易版サテライトオフィスの導入） 【危機管理情報課・総務課・監理課】

- 感染症拡大防止を目的に、事務所分散や事務所内に勤務する職員数を減らす方法として、居住地の近くの庁舎等で勤務ができるよう、本庁・支所等に業務ができるリモート接続用のパソコンの整備、業務スペースの整備（会議室やテーブル等の準備）、業務ネットワークが利用できる環境の整備（リモート接続用パソコンの設置）を検討する。

（BYOD によるモバイルワークの導入） 【危機管理情報課・総務課】

- 本市で導入している Microsoft365 で利用できるアプリケーションを追加し、BYOD

(個人が所有するスマートフォン・タブレット等) から資料の共同作成、Web 会議への参加、チャット等が利用できる環境の整備を検討する。また、Microsoft365 に Teams (Web 会議・チャット・資料の共同作成等) を追加設定、テレワークを希望する職員へはインターネット接続系パソコンから接続できるようモバイルルータ等の整備も併せて検討する。

(公民館を活用した Wi-Fi 環境整備事業) 【危機管理情報課・社会教育課】

- 地域の公民館等で様々な事業が実施できるように、地域住民も利用可能な Wi-Fi 環境の整備を検討する (インターネット回線を開設したフリーWi-Fi の整備の検討。)

(公民館を活用したオンライン教育等実施事業) 【学務課・社会教育課・危機管理情報課】

- 地域の公民館等に整備予定の Wi-Fi 環境を活用し、自宅等に Wi-Fi 環境がない児童・生徒が公民館でオンライン教育等が受けれるようにするため、公民館に GIGA スクール等の事業で整備したタブレット端末を用いて、インターネットを通じたコンテンツ等を利用することを検討する。

※ 自宅に Wi-Fi 等の環境がある児童生徒は、自宅でオンライン教育を行う。

(公民館を活用した各種相談事業等の実施) 【健康福祉部・市民生活部・社会教育課・危機管理情報課】

- 地域の公民館等に整備予定のインターネット回線を活用し、常設型の端末 (タブレット等) を設置した上で、社会福祉協議会等と連携し、市役所等を訪れなくても、地域から各種相談が行えるようなシステム整備を検討する (公民館に設置の端末 (タブレット等) と市役所等を接続し、Web 会議の機能などを用いて、各種相談等を受ける。)

(公民館を活用した移動市役所 (仮称) の実施) 【総務課・危機管理情報課・社会教育課】

- 地域の公民館に月 1 回程度、移動市役所 (仮称) を開設する。証明書等の発行は、公民館に整備予定のインターネット回線を活用し、VPN 接続にて基幹系システムと接続して行い、各部署との連絡は、公民館に設置予定の常設型端末 (タブレット等) を活用し、Web 会議システム等により行うことを検討する。

- ・公民館に移動市役所を開設 (月 1 回程度)。
- ・証明書発行、各種相談業務 (Web 会議等) を行う。

(防犯カメラ設置事業 (行政区を単位とした整備)) 【危機管理情報課】

- 地域の公民館周辺に防犯カメラを設置し、録画したデータは、公民館に整備したインターネット回線を通じて、クラウドサービス等を用いて管理することを検討する。

※記録された映像等は、警察等からの開示請求のみ提供予定

⑤ その他市民の生活を支えるための取り組み

<医療・福祉>

(地域介護予防活動支援事業) 【高齢者ふれあい課】

- 住民が安心して活動を継続するために、状況の変化に応じて、参加者へチラシ等の配布及び市ホームページや公式ラインでの情報提供を随時行う。

(子ども・子育て支援事業) 【福祉課】

- 市・保育園・保護者(園児)をオンラインで接続し、Webカメラ等を活用することでリアルタイムな情報の伝達等が可能となるアプリを導入し、園児の体調急変時における状態報告や確認等をスムーズに行える環境を整えることを検討する。

<教育等(学校、保育園等)>

(IT教育推進事業(小学校、中学校)) 【学務課】

- 教職員のICT利活用能力を高めるため、研修会の開催やICT支援員を設置し、教材作成等のサポートを行うなど、教職員のICT利活用能力向上に係る積極的な支援を実施する。

<行政、その他の対応>

(新たな生活様式に向けた九州大学未来学デザインセンターとの共同研究事業) 【企画政策課】

- リモートワークの普及や接触機会の減少など人の価値観が大きく変化してきている中で、本市に応じた新たな日常を検討するため、九州大学未来デザイン学センターと共同研究に係る協定を締結し、共同研究を行う。

(水道使用の開始・休止届のオンライン申請の導入) 【水道局】

- 利用者がスマートフォン等のモバイル機器やパソコンを使用し、インターネットを通じて、上水道の使用開始や休止の届出が行えるよう、電子申請の環境を整備する（熊本県電子申請サービス（よろず申請本舗）上に、申請フォームを作成する。）。

（各種証明書（住民票・税証明等）のコンビニ交付の導入） 【市民課・危機管理情報課】

- コンビニエンスストアで、住民票・税証明・印鑑証明等が発行できるよう、コンビニ交付システムの構築及び既存システムの改修等を検討する。

（受付番号発券機の設置） 【生活環境課】

- 大矢野庁舎待合ロビーにおける過密状態を緩和するため、受付番号発券機を設置する。

（斎場予約システム事業） 【生活環境課】

- 斎場の予約について、電話での自動応答システムやインターネットによる予約システムの導入を検討する。

（WEB口座振替申請サービスの導入） 【水道局】

- 利用者がスマートフォン、パソコンを使って、口座振替登録手続きができる環境の整備を検討する。

（公共料金（上水道料金）のコンビニ収納及びキャッシュレス導入） 【水道局】

- 利用者がコンビニエンスストアで公共料金（上水道料金）の支払いができる仕組みを検討する。併せて、外出することなく納付書のバーコードをスマートフォンなどのモバイル端末のカメラで読み取り、電子マネー決済が行える仕組みも検討する。

（電子決済システムの導入） 【総務課】

- 第4次上天草市行政改革実施計画「13 電子決済の推進」に基づき、現在、紙ベースで対応している文書の事務処理を電子化し、在宅勤務時においても決済等が可能となる環境（タブレット端末等で処理が可能な電子決済システムの拡充又は新規構築）整備を検討する。

（市民等が利用できるテレワークスペースの提供） 【危機管理情報課・監理課】

- 市民や本市を訪れるビジネスマン等がテレワーク等を利用できるように、インター

ネット回線 (Wi-Fi) や、FAX・コピー機等の OA 機器が利用できる環境整備を検討する。

- ・庁舎や公共施設等のロビー等の空きスペースに誰でも利用できるスペースを提供
- ・TELECUBE の設置、光インターネット回線、電源を提供

(テレワーク導入市民講座 (仮称) の実施) 【産業政策課・危機管理情報課】

- テレワークの導入を検討している事業者や導入が難しいと考えている企業等へのテレワーク導入支援等のための講座を開催するとともに、導入にむけた相談窓口の設置を検討する。

(避難所等でテレワークを利用するための電源環境の整備) 【危機管理情報課・監理課】

- 指定避難所にモバイル機器が充電でき、緊急のサテライトオフィスとしても利用できるポータブル型の蓄電池等の整備を検討する。

※ 避難所内のネットワークは令和元年度に整備した Wi-Fi 環境を活用する。

(市民等との会議におけるテレビ会議の導入) 【危機管理情報課・監理課】

- 新たに導入するテレビ会議システムを活用し、市民等が参加する会議をテレビ会議で開催する仕組みを検討する。

※ 会議の参加者は、近くの庁舎 (本庁・支所) の会議室に設置されたテレビ会議システムを通じて、また、市外からの参加者は、Web 会議システムからテレビ会議に参加する。

(市有施設感染防止事業) 【監理課】

- 不特定多数の者が利用する市有施設 (建物に限る。) の 1 階出入口全てに非接触型検温機器及び空気洗浄機の設置を検討する。

(公民館を活用した避難所開設事業) 【社会教育課・危機管理情報課】

- 地域が主体となって公民館を避難所として開設することを推進する。

V字回復フェーズ

リスクレベル1以下 <注意・平常>

③ 官民を挙げた経済活動の回復

<商工・観光業>

(観光客V字回復誘客キャンペーン事業) 【観光おもてなし課】

- 感染症の収束時期に合わせて迅速に観光客の回復を図るため、市内ホテル、旅館に宿泊された方を対象に抽選で2万名に本市で使える5千円分のクーポン券が当たるキャンペーンを実施する。また、速攻性の高いテレビCM等を活用し、熊本、福岡地域をターゲットとして、キャンペーン実施の告知を含めたプロモーションを実施することを検討する。

④ 将来を見据えた強靱な経済構造の構築

<農林水産業>

(上天草水産スマートシティ構築事業) 【企画政策課】

- 本市を代表する資源であり、世界的に需要増が見込まれる“水産物”に照準を合わせ、IoT・AIなどの最新テクノロジーを活用したスマート水産養殖の仕組みを確立する。このことにより、IoTの特性を活かしたワークシェアリングによる地域の雇用創出、水産現場における担い手不足の解消、フィッシュオーナー制度による交流人口並びに関係人口の創出を図るほか、消費者の声を生産現場・商品開発へフィードバックする仕組みの構築などを通じて、地域が一体となった高付加価値な商品の開発から生産・販売を行う方法も検討する。

<行政、その他の対応>

(AIを活用した自動電話受付サービスの導入) 【総務課・危機管理情報課】

- 市役所の代表電話にかかってきた市民等からの問い合わせに対し、音声認識機能を使い、AIが自動応答する電話業務の自動電話受付サービス(主な機能:声を認識して

キスト化、問い合わせの内容を解釈し最適な回答を抽出、必要に応じてオペレーターに転送等)の導入を検討する。

(AIを活用したチャットボットの導入) 【総務課・危機管理情報課】

- スマートフォンやパソコン等からの様々な問い合わせに対応できるよう、チャット形式での自動応答システムの導入を検討する。

⑤ その他市民の生活を支えるための取り組み

<行政、その他の対応>

(AI・RPAの導入) 【総務課】

- 感染症拡大時や災害時等には、通常業務に加えて各対応に係る業務が発生し、担当職員の負担が過多となる。このような状況を回避するためにも、第4次上天草市行改実施計画(「10業務プロセスの再構築」)に基づき、職員の負担軽減を図るため、大量・定型的な業務等の処理に関しAI・RPAの導入を検討する。

(DIYリノベーション促進事業) 【企画政策課】

- 市場流通していない空き家を活用した移住促進を図るために、空き家のDIYリノベーションによる持続的な仕組みの構築を検討する。

(移住定住促進のためのインターネット環境補助事業) 【企画政策課】

- 移住定住の促進を図るため、本市への移住者に対し、2年間の光インターネット回線に係る費用の補助を検討する。

(デジタルシニア育成事業) 【高齢者ふれあい課・危機管理情報課】

- シニア世代のICT活用能力の向上を図るため、デジタルシニアの育成にかかる研修会の開催等を検討する。

第4章 推進方針に基づく具体的な事業(KPI 設定)

推進方針に基づく具体的な事業及び KPI の設定は別紙 1 のとおり。

緊急支援フェーズ

リスクレベル2以上 <警戒・警報・特別警報>

① 感染症拡大防止と医療体制の整備

<医療・福祉>

(新型インフルエンザ等事業) 【健康づくり推進課】

- 感染状況が刻々と変わるため、国・県からの情報を随時収集する必要がある。国が緊急事態宣言を行った場合は、対策本部を設置する。感染防止に要する物品の備蓄管理を行い、予防接種を実施する必要がある。
- 市内医療機関の感染防止対策の強化への協力（感染防止用品等の確保等）を行うとともに、感染防止に要する物品の備蓄管理及び必要な数の補充並びに予防接種を行う必要がある。また、感染状況が刻々と変わるため、国・県からの情報を随時収集していく必要がある。

(保育所、放課後児童クラブ等事業) 【福祉課】

- 子どもを預かるうえで、「密」な状態は避けられず、感染防止のための衛生材料が必要である。

(衛生用品配布事業) 【高齢者ふれあい課】

- マスクやアルコール消毒液が市場に不足し、介護保険サービス事業者では安定確保が難しい状況である。感染拡大防止策を講ずるには、サービス提供を行ううえで必要なマスク（介護従業者用）の確保が必要不可欠である。

(地域介護予防活動支援事業) 【高齢者ふれあい課】

- 一般介護予防事業における地域介護予防活動については、参加者のほとんどが重症化のリスクが高い高齢者であり、屋内かつ集団での活動のため感染拡大防止の観点から、地域で介護予防活動を安全な体制で再開・継続するためには、感染予防対策を講

ずる必要がある。

また、感染予防対策に関しては、様々な情報が発信されているものの、高齢者には情報を収集する手段が少なく、このことを踏まえて、活動を行うためには、一人ひとりが正しい知識を持って、感染予防対策を講ずる必要がある。

(感染防止対策事業) 【上天草総合病院】

- 医療機関は入院患者への面会や発熱者の受診等による外部からの感染により、クラスターが発生しやすい状況にあることから、患者及び医療従事者の安全を守り、地域の医療提供体制の休止を防ぐ必要がある。

(オンライン家族面会事業) 【上天草総合病院】

- 感染症の感染防止のため、入院患者への面会を禁止していることから、家族から顔が見たい、様子を見たい等の要望がある。このため、感染防止を図りつつ、患者及び家族の思いを実現する必要がある。

<商工・観光業>

(観光施設維持管理事業) 【観光おもてなし課】

- 感染症のまん延等においては、アルコール消毒液等が市場に不足し、本市の観光施設独自では入手が困難であることから、感染拡大防止策を講ずるため、予めアルコール消毒液等を確保しておき各施設に設置する必要がある。
- 外出自粛の要請が出ている中であっても、屋外の活動に対しては、需要が高まっている。しかし、感染者確認地域や他県からの入込については、感染拡大の恐れがあることから、施設等の利用を自粛する必要がある、このため、周知する看板等が必要である。

<ライフライン(道路、水道、交通、情報通信等)>

(公共交通等対策事業) 【企画政策課】

- 感染症のまん延等においては、アルコール消毒液が市場に不足し、公共交通を担う交通事業者では入手が困難である。このことから、感染症の拡大を防止するため、予め、アルコール消毒液を交通事業者が運行する各車両、船に設置する必要がある。

(ごみ処理事務事業、し尿処理事務事業) 【生活環境課】

- 本市の一般廃棄物(し尿含む)収集・運搬・処理事業者に感染者が出た場合、ごみ(し尿)の処理に支障が生じ、市民生活に大きな影響を与えることが考えられるため、マスクの入手が困難な場合に備え、マスクを備蓄し必要数を確保する必要がある。

<教育等(学校、保育園等)>

(小学校一般処理事務事業、中学校一般処理事務事業) 【学務課】

- 児童生徒、教職員の感染拡大を防止するため、手指消毒液等の必要となる消耗品等を確保する必要がある。また、学校現場では、3つの密を回避し身体的な距離の確保等を行うため、分散教室や強制換気、飛沫対策等を実施し、感染拡大予防の徹底を図る必要がある。

(IT教育推進事業) 【学務課】

- 休業期間中の児童生徒に対して、家庭学習計画等の作成、プリント等の教材提供、インターネットサイトやテレビ番組の活用等を行い、家庭学習に取り組む必要がある。また、導入したタブレットPCを活用し、教材提供、学習状況管理を進め、家庭学習の充実を図る必要がある。
- ICTを活用した教職員の業務の効率化を進める必要がある。

<行政、その他の対応>

(庁舎等感染予防・感染拡大防止対策事業) 【監理課】

- 庁舎及び統括支所は、行政サービスの提供や行政事務を遂行するために必要不可欠な施設であり、また、不特定多数の人が来庁することから、感染予防対策及び感染拡大防止対策を講ずる必要がある。

(総合スポーツ公園事業、総合センターアロマ事業) 【社会教育課】

- 体育施設利用者の安全安心を確保するため、感染症拡大防止対策として、利用者の健康確認や消毒液の設置及び館内の換気を行う必要がある。

(大矢野自然休養村管理センター事業) 【社会教育課】

- 大矢野自然休養村管理センターは、市民の健康増進及び教養を高めるために必要不

可欠な施設であるものの、不特定多数の人が利用することから、感染予防対策及び感染拡大防止対策を行う必要がある。

(図書館運営事務事業) 【社会教育課】

- 図書館は、市民が勉強や文学等に親しむ機会を創出するため必要不可欠な施設であるものの、不特定多数の人が利用することから、感染予防対策及び感染拡大防止対策を行う必要がある。

② 雇用の維持と事業継続のための支援

<農林水産業>

(新型コロナウイルス感染症経営安定資金利子補給補助金) 【農林水産課】

- 感染症の影響を受けて経営が悪化した農林水産業者が、今後の経営に支障をきたさないよう、運転資金の貸付制度を創設する必要がある。

(新型コロナウイルス感染症対策農水産業事業継続支援助成金) 【農林水産課】

- 感染症により事業経営に大きな影響を受けた農水産業者の事業継続を支援するため、事業継続の支援制度を創設する必要がある。

<商工・観光業>

(新型コロナウイルス感染症対策に伴う中小企業の資金繰りを支援する保証料及び利子補給補助金) 【産業政策課】

- 感染症発生の影響により、人やモノの動きが制限され、観光業を中心とした売上の減少、工場等の操業抑制による生産減少等が生じている。市内事業者において、事業継続のため運転資金の借入れの必要が生じている事業者が出てきている状況にあり、国及び県の資金繰り対策を勘案し対策を講じる必要がある。

(新型コロナウイルス感染症対策に伴う中小企業の雇用調整助成補助金) 【産業政策課】

- 感染症発生の影響により、人やモノの動きが制限され、観光業を中心とした売上の減少、工場等の操業抑制により、事業継続のため、従業員解雇及び雇止め等の必要性が生じている事業者が出てきている状況にあり、国及び県の雇用対策を勘案し対策を

講じる必要がある。

(新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業継続支援助成金) 【産業政策課】

- 感染症発生の影響により、全国を対象に「緊急事態宣言」が発出され、人の動きが制限を受け、事業者の収入が減少している。このような中、事業者においては、固定費(家賃、リース料、借入金返済、人件費等)の負担、流動経費への自己資金の投入、固定経費の支払猶予の相談及び運転資金の新規借入れなどの自助努力と国及び県の支援を活用して事業の継続と雇用の維持に努力されているところであるが、更なる市独自支援が必要である。

⑤ その他市民の生活を支えるための取り組み

<ライフライン(道路、水道、交通、情報通信等)>

(上水道料金等納付誓約書の受付) 【水道局】

- 感染症の影響により、上水道料金の支払いが困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払いの猶予等、柔軟に対応する必要がある。

<行政、その他の対応>

(納税が困難な方へ徴収猶予の特例制度、中小事業者等に対する固定資産税負担軽減制度) 【税務課】

- 感染症による市内経済や市民生活への影響を最小限に抑えるため、国が行う経済対策を積極的に活用して経済の回復及び成長に向けた措置を柔軟に講じていく必要がある。また、感染症拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けている方々の雇用や生活を維持するとともに、中・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組むことが可能となる支援を行う必要がある。

リスクレベル1以下 <注意・平常>

① 感染症拡大防止と医療体制の整備

<医療・福祉>

(新型インフルエンザ等事業) 【健康づくり推進課】

- 感染予防対策の準備を行い、個人、地域及び職場における基本的な感染防止対策の普及及び理解促進を図る必要がある。また、感染期に備え、必要な感染防止用品の備蓄を行う必要がある。
- 国内発生に備え、庁内及び関係機関との体制の準備を行う必要がある。また、感染防止に要する物品の備蓄管理及び予防接種の準備を行うとともに、市民に対し感染症の正確な情報を随時発信する必要がある。

<行政、その他の対応>

(庁舎等感染予防・感染拡大防止対策事業) 【監理課】

- 庁舎及び統括支所は、行政サービスの提供や行政事務を遂行するために必要不可欠な施設であり、また、不特定多数の人が来庁することから、感染予防対策及び感染拡大防止対策を講ずる必要がある。

(総合スポーツ公園事業・総合センターアロマ事業) 【社会教育課】

- 体育施設利用者の安全安心を確保するため、感染症拡大防止対策として、利用者の健康確認や消毒液の設置及び館内の換気が必要となる。

(大矢野自然休養村管理センター事業) 【社会教育課】

- 大矢野自然休養村管理センターは、市民の健康増進及び教養を高めるために必要不可欠な施設であり、不特定多数の人が利用することから、感染予防対策及び感染拡大防止対策を行う必要がある。

(図書館運営事務事業) 【社会教育課】

- 図書館は、市民が勉強や文学等に親しむ機会を創出するため必要不可欠な施設であり、不特定多数の人が利用することから、感染予防対策及び感染拡大防止対策を行う必要がある。

② 雇用の維持と事業継続のための支援

<商工・観光業>

(上天草市インターネット接続サービス整備事業) 【産業政策課・危機管理情報課】

- 市内における光通信の整備区間が幹線道路沿いに集中し、幹線道路周辺に立地していない既存事業所においては、取引企業及び本社とのデータ通信やテレビ電話などに支障をきたしている状況にある。新規誘致企業を推進する際にも、通信環境の整備は有利な条件となるため、その整備を推進する必要がある。

<行政、その他の対応>

(在宅勤務者が利用できる業務用電話番号の導入) 【危機管理情報課・総務課】

- 在宅勤務中に職員や市民等と連絡を取る場合、個人の携帯電話等を使用することから、通話料が個人負担となり、また、個人の電話番号が相手に伝わってしまう。通話料は業務上の経費のため市が負担する必要がある、個人の電話番号が相手に伝わることを避けるために、業務で使用できる電話機の環境を準備する必要がある。

しかし、全員分の携帯電話を準備することは、コストが高額となることから、個人所有の携帯電話を活用し、個人が利用できる業務用の番号を付与できる環境の整備が必要となる。

③ 官民を挙げた経済活動の回復

<商工・観光業>

(上天草市スポーツ合宿等誘致推進助成金の拡充) 【社会教育課】

- 感染拡大が進むことで、国内の学校の現状及び社会状況から今年度の合宿申込みは減少することが予想され、市内宿泊業や飲食業の経営にも悪影響が及ぶことが懸念される。

(くまもと限定緊急宿泊助成事業) 【観光おもてなし課】

- 感染拡大防止のための外出自粛により、本市への交流人口が縮小していることから、観光業へも大きな影響が生じている。収束後に国等が誘客キャンペーンを実施予定であるが、現在の危機的状況を乗り切るためには、感染症の影響が少ない地域に限定した緊急対策が必要である。

(経済回復商工事業補助金) 【産業政策課】

- 感染症発生の影響により大きく落ち込んだ市内経済を回復させるために、商工会や商工団体(飲食店組合、商店会、スタンプ組合)等がクーポン券や商品券等を発行し、消費喚起を促し、市内経済の活性化を図る必要がある。

④ 将来を見据えた強靱な経済構造の構築

<農林水産業>

(農業農村建物施設等管理事業) 【農林水産課】

- 上天草物産館さんぱーるは、道の駅に登録され、駐車場及びトイレを24時間開放していることから、多くの方が利用されている。このため、老朽化した本館トイレの改修工事を行い、感染拡大を防止する必要がある。

<商工・観光業>

(多目的なキッチンカーによる移住促進及び緊急時の体制整備事業) 【企画政策課】

- 感染拡大防止のために不要不急の外出自粛の影響により、本市への交流人口が縮小していることから、地域経済の停滞、ひいては移住者数の減少への懸念が生じている。

<ライフライン(道路、水道、交通、情報通信等)>

(光ファイバ整備拡張事業(事業者補助)) 【危機管理情報課】

- 感染拡大等を踏まえ、テレワークや在宅学習等の「新しい生活様式」に市民が対応していくには、大容量のデータ通信が行えるネットワーク環境が必須となることから、光ファイバ網による情報通信環境の整備を行う必要がある。

<行政、その他の対応>

(新生活様式導入推進補助金事業) 【新型コロナウイルス感染症対策課】

- 感染症の影響の長期化を見据え、国の専門家会議が示す「新しい生活様式」を実践する必要がある。実践に当たっては、売上げが減少している市内事業者にとっては大きな負担となるため、市としても感染症拡大予防の徹底に当たり、事業者の3密対策を推進する必要がある。

(テレビ会議システムの導入) 【危機管理情報課・総務課・監理課】

- 感染症への対応として在宅勤務が実施されたが、緊急の会議等が開催された場合、在宅勤務者も出勤し会議に参加している状況にある。また、会議室内が3つの密の状態となっていることから、感染拡大防止の対策を図る必要がある。

(簡易版サテライトオフィスの導入) 【危機管理情報課・総務課・監理課】

- 感染症への対策として、事務所内の人数を減らすための対策が必要となったが、他の庁舎等に業務できる環境(部屋・PC)が整備されておらず、分散勤務を実施することが難しいことから、各庁舎で業務ができる環境を整備する必要がある。

(BYODによるモバイルワークの導入) 【危機管理情報課・総務課】

- 感染症の感染防止などによる在宅勤務などが始まっているが、日本年金機構等による情報漏洩事案の発生に伴うセキュリティの強化により、在宅勤務では、持ち帰りパソコンの自宅Wi-Fiへの接続禁止や外部からの庁内ネットワークへの接続禁止など十分な業務を行うことができない。このことから、在宅勤務等でできる業務の範囲を増やすことを目的に、BYODにより職員が所有しているスマートフォン等で利用できるアプリケーションを導入し、自宅や出張先等からテレビ会議への参加、チャット、資料の共同作成等ができるよう整備する必要がある。

(公民館を活用したWi-Fi環境整備事業) 【危機管理情報課・社会教育課】

- 感染症の影響の長期化を見据え、国の専門家会議が示す「新しい生活様式」を実践する必要がある。「新しい生活様式」に示されているテレワーク等を実施するには、市民がいつでもどこでも、自宅以外の身近な施設等からもインターネットに接続できる環境を整備する必要がある。

(公民館を活用したオンライン教育等実施事業) 【学務課・社会教育課・危機管理情報課】

- 感染症の影響により、今後も学校の休業等の措置が取られる可能性がある。本市においては、インターネット環境の普及の遅れにより、学校休業期間中の児童生徒が ICT を活用したオンライン学習等が実施できない状況にあった。このような状況を踏まえ、自宅に Wi-Fi 環境のない児童・生徒がオンラインを活用した教育を受けることができるよう、利用環境を整備する必要がある。

(公民館を活用した各種相談事業等の実施) 【健康福祉部・市民生活部・社会教育課・危機管理情報課】

- 感染症の影響の長期化を見据え、国の専門家会議が示す「新しい生活様式」に照らした 3 つの密を避けるためには、市役所や社会福祉協議会等を訪れることなく、健康や生活の相談ができるよう利用環境を整備する必要がある。

(公民館を活用した移動市役所(仮称)の実施) 【総務課・危機管理情報課・社会教育課】

- 感染症の影響の長期化を見据え、国の専門家会議が示す「新しい生活様式」に照らした 3 つの密を避けるためには、市役所(本庁・支所等)を訪れることなく、証明書発行や各種手続きのサービスが、様々な場所で受けられるよう整備する必要がある。

(防犯カメラ設置事業(行政区を単位とした整備)) 【危機管理情報課】

- 感染症の感染状況においては、再度、緊急事態宣言等が出される可能性があり、その場合、外出禁止等の措置が取られることとなり、人の目が届かなくなることから、地域の安全に不安が生じる。市民が安心安全に生活を送るためにも、各地区に防犯カメラ等を整備する必要がある。

⑤ その他市民の生活を支えるための取り組み

<医療・福祉>

(地域介護予防活動支援事業) 【高齢者ふれあい課】

- 感染症の収束が見えない中で、地域で介護予防活動を継続するためには、感染予防

対策の情報を収集しつつ、対策を講ずる必要があるため、情報収集手段が低調な高齢者への情報収集に係る対策を講じる必要がある。

(子ども・子育て支援事業) 【福祉課】

- 各種福祉事業において、市、社会福祉法人等、利用者（市民）間の連絡及び相談等が電話又は電子メール等で行われており、内容の確認等に時間がかかる。また、各種手続きも紙ベースで行われており、手続きの手間や申請時の感染リスクがある。

<教育等（学校、保育園等）>

(IT教育推進事業（小学校、中学校）) 【学務課】

- GIGA スクール構想により児童生徒 1 人 1 台のタブレット PC の導入やネットワーク環境の整備などを令和 4 年度までの計画としていたが、国の補正予算により前倒しで令和 2 年度中に整備することとなったことから、ICT を活用した授業を行い、児童生徒が情報や手段を主体的に選択・活用していく情報活用能力を高め、思考力を育成し、学力の向上を図る必要がある。

<行政、その他の対応>

(新たな生活様式に向けた九州大学未来学デザインセンターとの共同研究事業) 【企画政策課】

- 感染症への感染等を鑑み、国として新たな生活様式を推進しているところであり、本市においても生活者意識に寄り添った新たな生活様式を取り入れる必要がある。

(水道使用の開始・休止届のオンライン申請の導入) 【水道局】

- 感染症の拡大を予防するため、「新しい生活様式」に基づく行動を求められている。現在、上水道の使用開始や休止等の届出については、市役所の各窓口（本庁・支所・出張所）及び郵送にて受付を行っているが、窓口への来庁者数を減らすためには、オンライン申請などを活用し、届出ができる環境を整備する必要がある。

(各種証明書（住民票・税証明等）のコンビニ交付の導入) 【市民課・危機管理情報課】

- 各種証明書の発行は、本庁・支所・出張所・市内郵便局の窓口、郵便請求等で行っているが、いずれも職員による対応が必要となっている。そのため、市役所が閉鎖さ

れた場合等、発行業務が停止する恐れがあり、市民生活に影響を及ぼす恐れがあることから、コンビニエンスストア等で発行できる環境を整える必要がある。

(受付番号発券機の設置) 【生活環境課】

- 大矢野庁舎生活環境課窓口には来庁者が多く、待合ロビーは恒常的に過密状態になる傾向であるため、来庁者の待ち人数や順番を表示するなどの対策を講じ、過密状態を緩和する必要がある。

(斎場予約システム事業) 【生活環境課】

- 本市では、斎場使用予約の受付を土日祝日においても電話対応で行っているが、開庁時間外の外部委託や職員の電話対応(約40件/月)業務が負担となっているため、負担を軽減する必要がある。

(WEB口座振替申請サービスの導入) 【水道局】

- 感染症の感染拡大を予防するため、「新しい生活様式」に基づく行動を求められている。現在、公共料金等(上水道料金)を口座振替で納付する場合、金融機関の窓口で申請する方法しかないため、3つの密を避けた行動がとれるよう、オンラインで申請可能な環境を整備する必要がある。

(公共料金(上水道料金)のコンビニ収納及びキャッシュレス導入) 【水道局】

- 感染拡大を予防するため、「新しい生活様式」に基づく行動を求められている。現在、公共料金等(上水道料金)の納入を納付書で行う場合(年間約33,500件、24.3%)、窓口(市役所、金融機関等)のみでの納入となるため、3つの密を避ける行動がとれるように納入できる方法を広げる取組みとして、コンビニ収納やキャッシュレス(電子決済)等の導入により、窓口以外で納入ができる環境を整備する必要がある。

(電子決裁システムの導入) 【総務課】

- 庁内における3つの密を避けるため、各部署で調整の上、職員の在宅勤務を開始したが、在宅勤務時は、紙媒体で対応する文書関係(起案、決裁、收受等)が対応できないため、決裁事務等が滞る懸念がある。

(市民等が利用できるテレワークスペースの提供) 【危機管理情報課・監理課】

- 上天草市内には、市民が出先でインターネットができる場所や本市に訪れるビジネ

スマンがリモートワーク等を利用できる場所がないため、働き方改革やテレワークを推進していく上で、だれもが利用できる環境（場所）を整備する必要がある。

（テレワーク導入市民講座（仮称）の実施） 【産業政策課・危機管理情報課】

- テレワーク・リモートワークの導入に当たっては、ICT 環境の整備だけでなく、運用ルールや規程の整備等、様々なプロセスを経ることが必須であり、感染症における緊急事態宣言等の事態が発生した場合、市内企業等の生産性を低下させないために、テレワークの導入促進を図る必要がある。

（避難所等でテレワークを利用するための電源環境の整備） 【危機管理情報課】

- 令和元年度に災害時における避難所の Wi-Fi 環境は整備されたが、停電が発生した場合、非常用自家発電設備がない避難所が多く、Wi-Fi 環境はあっても利用できないことが想定される。また、避難所の対応に従事する職員は、避難所運営事務にあたる際、スマートフォン等を連絡用等に使用していることから、安定した使用を可能とするため、非常用電源設備が必要となる。

（市民等との会議におけるテレビ会議の導入） 【危機管理情報課・監理課】

- 市民等が参加する市主催の会議などにおいては、テレビ会議システム等の環境が整備されていないため、近くの庁舎や自宅等からの参加ができない状況にあり、会議開催地までの移動距離に応じた費用弁償等を支給している。よって、会議参加者の負担軽減、費用弁償に係る経費削減を図る必要がある。

（市有施設感染防止事業） 【監理課】

- 感染症によって、国が提唱する「新しい生活様式」への移行が必要となったことから、市が所有する全ての施設において、市民や利用者等が安心して利用できるよう感染防止策の徹底を図る必要がある。

（公民館を活用した避難所開設事業） 【危機管理情報課・社会教育課】

- 大矢野総合体育館、総合センターアロマ、姫戸統括支所、龍ヶ岳統括支所、つどい処などのそれぞれの地域で避難所が設けられているが、身体が不自由な一人暮らしの市民の避難が困難な状況となっている。このことから、避難所が設置可能な自治公民館等においては、地域が主体となった避難所の設置及び運営の検討が必要である。

V字回復フェーズ

リスクレベル1以下 <注意・平常>

③ 官民を挙げた経済活動の回復

<商工・観光業>

(観光客V字回復誘客キャンペーン事業) 【観光おもてなし課】

- 感染症により、需要が落ち込み、観光業へも大きな影響が生じている。感染前の状況を取り戻すため、くまもと限定緊急宿泊助成事業や収束後に国等が実施する誘客キャンペーンの状況を見ながら、更なる経済の回復に向けた対策が必要である。

④ 将来を見据えた強靱な経済構造の構築

<農林水産業>

(上天草水産スマートシティ構築事業) 【企画政策課】

- 感染症の影響で販売先のホテルや飲食店が休業になったことから、養殖事業者の売り上げが停滞している。以前より、生産コストの増大、人手不足による経営余力の不足、消費者ニーズ把握の困難性など構造的な課題を抱えている一方で、世界的な水産物の需要増を見越して、養殖事業の生産性向上を図る必要がある。

<行政、その他の対応>

(AI を活用した自動電話受付サービスの導入、AI を活用したチャットボットの導入)
【総務課・危機管理情報課】

- 市役所内で感染者が発生した場合、市役所が閉鎖されることとなり、市民への対応ができなくなることが懸念される。市役所が閉鎖された場合においても、市民からの問い合わせ等に対し、最低限のサービスが提供できるよう、AI 等を活用した自動対応が可能な環境を整備する必要がある。

⑤ その他市民の生活を支えるための取り組み

<行政、その他の対応>

(AI・RPAの導入) 【総務課】

- 感染症の影響により、職員においては、通常業務の他にも感染症対策に係る業務が追加（増加）となり、部署によっては時間外勤務が大幅に増加しており、職員の負担を軽減する必要がある。

(DIYリノベーション促進事業) 【企画政策課】

- 感染症の影響でテレワークが普及したことにより、地方移住への関心が高まっていることから、本市への移住相談件数は増加しているものの、移住者のニーズに応じた物件が少ない状況である。このことから、空き家対策及び定住促進を図るうえで、既存の市場流通物件や空き家バンク登録物件の他に、DIYによる空き家リノベーションの仕組みが必要である。

(移住定住促進のためのインターネット環境補助事業) 【企画政策課】

- 感染症の影響の長期化を見据え、国の専門家会議が示す「新しい生活様式」を実践する必要がある。上天草市への移住者が生活を送る上で、様々な情報の収集や情報交換を行うためには、市役所の窓口や移住者の会等に参加する必要があるが、外出禁止等となった場合、情報弱者となる可能性もあるため、安心して上天草市で生活できるようインターネット環境を整えておく必要がある。

(デジタルシニア育成事業) 【高齢者ふれあい課・危機管理情報課】

- 高齢化社会である日本においては、70歳以上の高齢者の8割がスマートフォンを所持しているとされているが、その利活用においては、未だ途上の状態である。新しい生活様式に即した社会に対応するためには、ICT利活用能力を高める必要がある。

第6章 取組主体・関係期間等一覧表

各事業の取組み主体・関係機関等の一覧は別紙1のとおり。

新型コロナウイルス感染症からの復興プラン事業一覧表 <フェーズ・アクション・分野別>

令和2年7月

別紙1

フェーズ	レベル	アクション	分野	No.	現状・課題	事業名・概要	成果	KPI ①名称 ②現在値 ③目標値	担当課	備考	取組主体・関係機関等									
											国	県	市	事業者・団体・等	市民					
緊急支援フェーズ	2以上(警戒・警報・特別警報)	1	1	1	感染状況が刻々と変わるため、国・県からの情報を随時収集する必要がある。国が緊急事態宣言を行った場合は、対策本部を設置する。感染防止に要する物品の備蓄管理を行い、予防接種を実施する必要がある。	新型インフルエンザ等事業 市民への正確な情報提供、医療・福祉事業者に対する状況の変化に即応した情報提供及び定期的な情報交換の実施、予防接種実施体制の準備及び感染防止用品等の備蓄・管理を行う。	・市民が感染防止対策の行動をとることができる。 ・市内医療機関、事業所が感染防止対策をとることができる。	①感染防止用品等の備蓄数 ②100% ③100%	健康福祉部 健康づくり推進課	随時実施					○					
				2	市内医療機関の感染防止対策の強化への協力(感染防止用品等の確保等)を行うとともに、感染防止に要する物品の備蓄管理及び必要な数の補充並びに予防接種を行う必要がある。また、感染状況が刻々と変わるため、国・県からの情報を随時収集していく必要がある。	新型インフルエンザ等事業 市民への正確な情報提供、医療・福祉事業者に対する状況の変化に即応した情報提供及び定期的な情報交換の実施、市内医療機関の感染防止対策状況の確認及び感染防止用品の提供、予防接種の実施及び感染防止用品等の備蓄・管理を行う。	・市民が安心して必要な医療を受けることができる。 ・医療従事者の感染を防止し、市内医療機関における一般診療を継続することができる。	①感染防止用品等の備蓄数 ②100% ③100%	健康福祉部 健康づくり推進課	令和2年度当初予算4月補正予算(専決)、5月補正予算(専決)							○			
				3	子どもを預かるうえで、「密」な状態は避けられず、感染防止のための衛生材料が必要である。	保育所、放課後児童クラブ等事業 市民生活を維持するうえで、子どもの居場所を確保する必要があり、保育所及び放課後児童クラブ等の事業実施に当たっては、感染防止対策を徹底するため、当該事業の支援者及び利用者のマスク並びに消毒液等の衛生材料が確保できるよう支援する。	市民生活の継続と安心	①申請実施率 ②53% ③100%	健康福祉部 福祉課	令和元年度3月補正、令和2年度4月補正予算(専決)、5月補正予算(専決)	○					○	○			
				4	マスクやアルコール消毒液が市場に不足し、介護保険サービス事業者では安定確保が難しい状況である。感染拡大防止策を講ずるため、サービス提供を行ううえで必要なマスク(介護従業者用)の確保は必要不可欠である。	衛生用品配付事業 市内に所在する介護保険サービス事業者等の備蓄状況を調査し、不足する備蓄物資を配付する。	感染拡大の抑止と社会生活維持のために欠かせないサービス提供の継続	①介護保険事業所の衛生用品充足率 ②70% ③100%	健康福祉部 高齢者ふれあい課	令和2年度4月補正予算(専決)							○	○		
				5	一般介護予防事業における地域介護予防活動については、参加者のほとんどが重症化のリスクが高い高齢者であり、屋内かつ集団での活動のため感染拡大防止の観点から、地域で介護予防活動を安全な体制で再開・継続するためには、感染予防対策を講ずる必要がある。 また、感染予防対策に関しては、様々な情報が発信されているものの、高齢者には情報を収集する手段が少なく、このことを踏まえて、活動を行うためには、一人ひとりが正しい知識を持って、感染予防対策を講ずる必要がある。	地域介護予防活動支援事業 活動を自粛する介護予防団体に対しては、安心して活動を再開し継続できるように、マスク等を配付するとともに、チラシ等を配布して感染症に関する情報提供を行う。	市民が安心して活動を再開・継続することにより、虚弱高齢者の増加及び必要介護状態になることを防ぐことができる。	①1か月活動分参加者のマスク保有率 ②0% ③100%	健康福祉部 高齢者ふれあい課	随時実施							○	○		
				6	医療機関は入院患者への面会や発熱者の受診等による外部からの感染により、クラスターが発生しやすい状況にあることから、患者及び医療従事者の安全を守り、地域の医療提供体制の休止を防ぐ必要がある。	感染防止対策事業 入院患者への面会禁止、来院時のマスク着用の啓蒙、アルコールによる手指消毒、業者の検温、エレベーター4人乗車及び待合スペース等のソーシャルディスタンスなどに取り組む。また、発熱患者に対応するプレハブを屋外に設置する。	感染の抑止と患者及び医療従事者の安心・安全	①院内感染発生率 ②0% ③0%	上天草総合病院	随時実施								○		
				7	感染症の感染防止のため、入院患者への面会を禁止していることから、家族から顔が見たい、様子を見たい等の要望がある。このため、感染防止を図りつつ、患者及び家族の思いを実現する必要がある。	オンライン家族面会事業 家族面会は、病院のパソコン及び病棟のタブレットを使用させ、14時から15時まで申込受付を行い、1患者10分以内での面会を行うこととする。	患者及び家族のコミュニケーションの一助	①院内感染発生率 ②0% ③0%	上天草総合病院	随時実施								○		
				8	アルコール消毒液等が市場に不足し、本市の観光施設独自では入手が困難であることから、感染拡大防止策を講ずるため、予めアルコール消毒液等を各施設に設置する必要がある。	観光施設維持管理事業 市が管理する次の観光施設にアルコール消毒液を設置する。 ・小島キャンプ場、白嶽森林公園キャンプ場、龍ヶ岳山頂キャンプ場、ミュージア天文台、観光海運会館、松島展望休憩所、天草四郎ミュージアム	感染拡大の抑止と利用者の安心	観光施設のアルコール消毒液等設置率 100%	経済振興部 観光おもてなし課	随時実施								○	○	
				9	外出自粛の要請が出ている中、屋外の活動に対して需要が高まっている。しかし、感染者確認地域や他県からの入込については、感染拡大の恐れがあることから、施設等の利用について、使用の自粛を周知する看板等が必要がある。	観光施設維持管理事業 市が管理する次の観光施設に注意喚起等の看板を設置する。また、市が管理する海水浴場等の駐車場を封鎖する。 ・樋合海水浴場、西目海水浴場、高戸海水浴場、小島キャンプ場、諏訪キャンプ場、白嶽森林公園キャンプ場、龍ヶ岳山頂キャンプ場、ミュージア天文台、松島展望休憩所、天草四郎ミュージアム	感染拡大の抑止	①注意喚起等の看板設置率 ②0% ③100%	経済振興部 観光おもてなし課	随時実施								○	○	
				10	感染症のまん延時等においては、アルコール消毒液が市場に不足し、公共交通を担う交通事業者では入手が困難である。このことから、感染症の拡大を防止するため、予め、アルコール消毒液を交通事業者が運行する各車両、船に設置する必要がある。	公共交通等対策事業 公共交通事業者(湯島商船、タクシー事業者5社)が運行する各船・車輛にアルコール消毒液を設置し、利用者の手指消毒を徹底する。	感染拡大の抑止と利用者の安心	①公共交通事業者の消毒液設置率 ②0% ③100%	企画政策部 企画政策課	随時実施								○	○	○
				11	本市の一般廃棄物(し尿含む)収集・運搬・処理事業者に感染者が出た場合、ごみ(し尿)の処理に支障が生じ、市民生活に大きな影響を与えることが考えられるため、マスクの入手が困難な場合に備え、マスクを備蓄し必要数を確保する必要がある。	ごみ処理事務事業、し尿処理事務事業 ごみ処理7事業者及びし尿処理3事業者が、作業中に感染することを防止するため、マスクを配付する。	感染拡大の防止及びごみ・し尿の適正な処理。	①マスクの備蓄枚数 ②0枚 ③5,000枚	市民生活部 生活環境課	随時実施								○		

新型コロナウイルス感染症からの復興プラン事業一覧表 <フェーズ・アクション・分野別>

令和2年7月

別紙 1

フェーズ	レベル	アクション	5つの分野	No.	現状・課題	事業名・概要	成果	KPI ①名称 ②現在値 ③目標値	担当課	備考	取組主体・関係機関等						
											国	県	市	所 業 団 体 ・ 事 業	市 民		
緊急支援フェーズ	2以上 (警戒・警報・特別警報)	1	5 教育等(学校、保育園等)	12	学校での感染拡大防止対策(3つの密回避)の徹底を図るとともに、施設の管理において必要となり、入手が困難であると想定される手指消毒液等の購入を行い、学校に設置する必要がある。	小学校一般管理事務事業、中学校一般管理事務事業 感染拡大予防対策として必要となる消毒液、マスク等の消耗品について市で一括で購入し、各学校に設置する。	児童生徒、教職員の感染拡大を抑制できる。	①児童生徒、教職員の感染者数 ②0人 ③0人	教育部学務課	令和2年度5月補正予算(専決)				○	○		
				13	児童生徒、教職員の感染拡大を防止するため、手指消毒液等の必要となる消耗品等を確保する必要がある。また、学校現場では、3つの密を回避し身体的な距離の確保等を行うため、分散教室や強制換気、飛沫対策等を実施し、感染拡大予防の徹底を図る必要がある。	小学校一般管理事務事業、中学校一般管理事務事業 感染拡大予防対策として必要となる消毒液、マスク等の消耗品等について市で一括で購入し、各学校に設置する。 IT教育推進事業(小学校、中学校) 国のGIGAスクール構想に伴う小中学校児童生徒1人1台タブレット導入や、学校施設内の通信環境の整備等を実施する。	児童生徒、教職員の感染拡大を抑制する。	①児童生徒、教職員の感染者数 ②0人 ③0人	教育部学務課	令和元年度3月補正予算、令和2年度5月補正予算(専決)					○	○	
				14	児童生徒、教職員の感染拡大を防止するため、手指消毒液等の必要となる消耗品等を確保する必要がある。また、休業期間中の児童生徒に対して、家庭学習計画等の作成、プリント等の教材提供、インターネットサイトやテレビ番組の活用等を行い、家庭学習に取り組む必要がある。また、令和2年度に市が導入するタブレットPCを活用した教材提供、学習状況管理を進め、家庭学習の充実を図る必要がある。なお、市内小中学校で感染者が発生した場合は、速やかに臨時休業(2週間)を実施する必要がある。また、学校再開に向けては、天草保健所の指導のもと、施設の消毒を行い、衛生管理の徹底を図る必要がある。	小学校一般管理事務事業、中学校一般管理事務事業 感染拡大予防対策として必要となる消毒液、マスク等の消耗品等について市で一括で購入し、各学校に設置する。 IT教育推進事業(小学校、中学校) 国のGIGAスクール構想に伴う小中学校児童生徒1人1台タブレット導入や、学校施設内の通信環境の整備等を実施する。 臨時休業を実施した場合に、自宅待機中の児童生徒に対してタブレットPCでのデジタル教材の活用や、学習状況管理を行い、家庭学習の充実を図る。また、インターネット等の双方で送受信ができる環境が整った場合には、教職員による遠隔の指導や授業等を実施するなど、さらに家庭学習環境の充実を図り、児童生徒の学力向上を進める。	児童生徒、教職員の感染拡大を抑制する。	①学校を介して児童生徒、教職員の感染者数(クラスターの回避) ②0人 ③0人	教育部学務課	令和元年度3月補正予算、令和2年度5月補正予算(専決)					○	○	
			6 行政、その他の対応	15	庁舎及び統括支所は、行政サービスの提供や行政事務を遂行するために必要不可欠な施設であり、また、不特定多数の人が来庁することから、感染予防対策及び感染拡大防止対策を講ずる必要がある。	庁舎等感染予防・感染拡大防止対策事業 ①職員のマスクの着用 ②出入口に手指用消毒液の設置 ③会議室の使用後のドアノブのふき取り ④飛沫感染予防対策用ビニールシート(又はアクリルパーテーション)の設置 ⑤営業等の自粛要請(来庁者の制限)	・感染予防、感染拡大防止及び来庁者・職員の安心 ・庁舎等内での感染者未発生	①事業の実施率 ②100% ③100%	総務部 監理課	随時実施						○	
				16	庁舎及び統括支所は、行政サービスの提供や行政事務を遂行するために必要不可欠な施設であり、また、不特定多数の人が来庁することから、感染予防対策及び感染拡大防止対策を講ずる必要がある。	庁舎等感染予防・感染拡大防止対策事業 ①職員のマスクの着用 ②出入口に手指用消毒液の設置 ③会議室の使用後のドアノブのふき取り ④飛沫感染予防対策用ビニールシート(又はアクリルパーテーション)の設置 ⑤営業等の自粛要請(来庁者の制限)	・感染予防、感染拡大防止及び来庁者・職員の安心 ・庁舎等内での感染者未発生	①事業の実施率 ②100% ③100%	総務部 監理課	随時実施						○	
				17	庁舎及び統括支所は、行政サービスの提供や行政事務を遂行するために必要不可欠な施設であり、また、不特定多数の人が来庁することから、感染予防対策及び感染拡大防止対策を講ずる必要がある。	庁舎等感染予防・感染拡大防止対策事業 ①職員のマスクの着用 ②出入口に手指用消毒液の設置 ③会議室の使用後のドアノブのふき取り ④飛沫感染予防対策用ビニールシート(又はアクリルパーテーション)の設置 ⑤営業等の自粛要請(来庁者の制限) ⑥来庁の際の、出入口での検温実施 ⑦来庁の際の、マスク及び手袋の配付 ⑧来客対応時に使用した机、イス等のふき取り(対応の都度)	・感染予防、感染拡大防止及び来庁者・職員の安心 ・庁舎等内での感染者未発生	①事業の実施率 ②62.5%(5項目/8項目実施) ③100% ※上天草市内での感染者はいないため、左記⑥⑦⑧については未実施。	総務部 監理課	令和2年度6月補正(追加)予算						○	
			18	体育施設利用者の安全安心を確保するため、感染症拡大防止対策として、利用者の健康確認や消毒液の設置及び館内の換気を行う必要がある。	総合スポーツ公園事業・総合センターアロマ事業 ・出入口での検温及び消毒液等の設置 ・換気が難しい部屋への空気清浄機の設置 ・感染拡大の状況次第では、施設の利用範囲、時間等の制限	利用者及び職員の感染拡大を抑制できる。	①利用者、職員の感染者 ②0人 ③0人	教育部 社会教育課	令和2年度6月補正(追加)予算						○	○	
			19	体育施設利用者の安全安心を確保するため、感染症拡大防止対策として、利用者の健康確認や消毒液の設置及び館内の換気を行う必要がある。	総合スポーツ公園事業・総合センターアロマ事業 ・出入口での検温及び消毒液等の設置 ・換気が難しい部屋への空気清浄機の設置 ・感染拡大の状況次第では、施設の利用休止	利用者及び職員の感染拡大を抑制できる。	①利用者、職員の感染者 ②0人 ③0人	教育部 社会教育課	令和2年度6月補正(追加)予算						○	○	
			20	大矢野自然休養村管理センターは、市民の健康増進及び教養を高めるために必要不可欠な施設であり、また、不特定多数の人が利用することから、感染予防対策及び感染拡大防止対策を行う必要がある。	大矢野自然休養村管理センター事業 ・出入口での検温及び消毒液等の設置 ・窓口への飛沫感染予防対策用ビニールシート(又はアクリルパーテーション)の設置 ・感染拡大の状況次第では、施設の利用範囲、時間等の制限	利用者及び職員の感染拡大を抑制できる。	①利用者、職員の感染者 ②0人 ③0人	教育部 社会教育課	令和2年度6月補正(追加)予算						○	○	
			21	大矢野自然休養村管理センターは、市民の健康増進及び教養を高めるために必要不可欠な施設であり、また、不特定多数の人が利用することから、感染予防対策及び感染拡大防止対策を行う必要がある。	大矢野自然休養村管理センター事業 ・出入口での検温及び消毒液等の設置 ・窓口への飛沫感染予防対策用ビニールシート(又はアクリルパーテーション)の設置 ・感染拡大の状況次第では、施設の利用休止	利用者及び職員の感染拡大を抑制できる。	①利用者、職員の感染者 ②0人 ③0人	教育部 社会教育課	令和2年度6月補正(追加)予算						○	○	

新型コロナウイルス感染症からの復興プラン事業一覧表 <フェーズ・アクション・分野別>

令和2年7月

別紙1

フェーズ	レベル	アクション	分野	No.	現状・課題	事業名・概要	成果	KPI ①名称 ②現在値 ③目標値	担当課	備考	取組主体・関係機関等							
											国	県	市	事業者・団体・等	市民			
1 緊急支援フェーズ	2 以上 (警戒・警報・特別警報)	療一体制の整備	6 行政、その他	22	図書館は、市民が勉強や文学等に親しむ機会を創出するため必要不可欠な施設であり、また、不特定多数の人が利用することから、感染予防対策及び感染拡大防止対策を行う必要がある。	図書館運営事務事業 ・出入口での検温及び消毒液等の設置 ・窓口への飛沫感染予防対策用ビニールシート（又はアクリルパーテーション）の設置 ・感染拡大の状況次第では、図書館内での閲覧及び利用時間の制限	利用者及び職員の感染拡大を抑制できる。	①利用者、職員の感染者 ②0人 ③0人	教育部 社会教育課	令和2年度6月補正(追加分)予算				○				
				23	図書館は、市民が勉強や文学等に親しむ機会を創出するため必要不可欠な施設であり、また、不特定多数の人が利用することから、感染予防対策及び感染拡大防止対策を行う必要がある。	図書館運営事務事業 ・出入口での検温及び消毒液等の設置 ・窓口への飛沫感染予防対策用ビニールシート（又はアクリルパーテーション）の設置 ・感染拡大の状況次第では、図書館を休館し、電話等での予約による貸出のみ実施	利用者及び職員の感染拡大を抑制できる。	①利用者、職員の感染者 ②0人 ③0人	教育部 社会教育課	令和2年度6月補正(追加分)予算				○				
			2 農林水産業	24	感染症の影響を受けて経営が悪化した農林水産業者が、今後の経営に支障を期さないよう、運転資金の無利子貸し付け制度を創設する必要がある。	新型コロナウイルス感染症経営安定資金利子補給補助金 融資機関から新型コロナウイルス対策緊急支援資金の融資を受けた際に発生する利子及び保証料を熊本県（50%）、融資機関（30%）及び上天草市（20%）で補助する。 貸付当初5年間無利子化 保証料無償化 貸付上限額：10,000千円	農林水産業者の事業継続と雇用維持	令和2年度目標 農業者数2,057人 漁業者数1,008人 1次産業生産額56.2億 ※総合計画後期基本計画より	経済振興部 農林水産課	随時実施				○	○	○		
				25	感染症により事業経営に大きな影響を受けた農水産業者の事業継続を支援するため、事業継続支援助成金を創設する必要がある。	新型コロナウイルス感染症対策農水産業者事業継続支援助成金 感染症により事業経営に大きな影響を受けた農水産業者の事業継続を支援するために販売額の減少率に応じて助成金を交付する。 【農業】 法人 50%以上 50万円 30%以上50%未満 25万円 個人 50%以上 20万円 30%以上50%未満 10万円 【水産業】法人 50%以上 100万円 30%以上50%未満 50万円 個人 50%以上 20万円 30%以上50%未満 10万円	農林水産業者の事業継続と雇用維持	令和2年度目標 農業者数2,057人 漁業者数1,008人 1次産業生産額56.2億 ※総合計画後期基本計画より	経済振興部 農林水産課	令和2年度4月補正予算(専決)、5月補正予算(専決)					○			
			3 商工・観光業	26	26	26	感染症発生の影響により、人やモノの動きが制限され、観光業を中心とした売上の減少、工場等の操業抑制による生産減少等が生じている。市内事業者において、事業継続のため運転資金の借入れの必要が生じている事業者が出てきている状況にあり、国及び県も資金繰りへの対策を勧奨し対策を講じる必要がある。	新型コロナウイルス感染症対策に伴う中小企業の資金繰りを支援する保証料及び利子補給補助金 下記借入れに対する保証料及び利子の3年間補助（一事業者の一会計年度における補助上限額50万円） ①熊本県金融円滑化特別資金（セーフティーネット保証4号） ・貸付限度額8千万円 返済10年以内うち据置1年以内 ・保証協会保証100%（保証料は熊本県全額負担） ②熊本県金融円滑化特別資金（セーフティーネット保証5号） ・貸付限度額5千万円 有利子 返済10年以内うち据置1年以内 ・保証協会保証80% ③金融円滑化特別資金（危機関連保証） ・貸付限度額2億8千万円 返済10年以内うち据置1年以内 ・保証協会保証100%（保証料が必要） ④緊急時短期資金保証制度 ・貸付金 月商1ヶ月分 ・貸付限度額2千万円以内または2億8千万円以内 有利子 ・返済6ヶ月以内 一括返済 ⑤日本政策金融公庫（衛生環境激変特別貸付） ・貸付期間 令和2年2月21日～令和2年8月31日まで ・貸付限度額 1千万円または3千万円 基準利率1.91% 返済7年以内うち据置2年以内・保証料不要 ⑥日本政策金融公庫（新型コロナウイルス対策マル経融資） ・貸付限度額1千万円 経営改善利率1.21%を借入当初から3年間0.9%引き下げ 返済10年以内うち据置1年以内・保証料不要 ⑦熊本県金融円滑化特別資金新型コロナウイルス感染症対策 ・貸付限度額8千万円 利子利率は1.7%～2.3% 返済10年以内うち据置1年以内 ・保証料は熊本県全額負担 ⑧新型コロナウイルス感染症対策特別貸付 ・貸付限度額 中小事業6億円 国民事業8千万円 利子利率～0.21%～0.46% 返済15年以内うち据置5年以内 ・無担保 ⑨新型コロナウイルス感染症対策特別貸付(商工中金) ・貸付限度額6億円 利子利率0.9%(当初3年)、0.21%(4年目以降) 返済15年以内うち据置5年以内 ・無担保 ⑩ 新型コロナウイルス感染症対応資金貸付限度額4千万円(6/12から) 利子1.90%以内返済10年以内うち据置5年以内 ・3年間実質無利子	市内事業者の事業継続	①利子補給目標件数 ③56件 ※平成28年度熊本地震に伴う中小企業の資金繰りを支援する利子補給補助金申請47事業者の2割増	経済振興部 産業政策課	令和2年度4月補正予算(専決)					○	

新型コロナウイルス感染症からの復興プラン事業一覧表 <フェーズ・アクション・分野別>

令和2年7月

別紙 1

フェーズ	リリース	アクション	分野	No.	現状・課題	事業名・概要	成果	KPI ①名称 ②現在値 ③目標値	担当課	備考	取組主体・関係機関等				
											国	県	市	所 事 業 団 体 等 事 業	市 民
緊急支援フェーズ	2以上 (警戒・警報・特別警報)	2	3	27	感染症発生の影響により、人やモノの動きが制限され、観光業を中心とした売上の減少、工場等の操業抑制により、事業継続のため、従業員解雇及び雇止め等の必要性が生じている事業者が出てきている状況にあり、国及び県の雇用対策を勘案し対策を講じる必要がある。	新型コロナウイルス感染症対策に伴う中小企業の雇用調整助成補助金 感染症の影響を受けた事業者が、厚生労働省の雇用調整助成金の助成を受けた際に休業手当の国助成以外の事業主負担分(解雇あり：1/5(内1/2))を補助する。	市内事業所の事業継続	①補助目標人数 ③150人	経済振興部 産業政策課	令和2年度4月補正 予算(専決)				○	
				28	感染症発生の影響により、全国を対象に「緊急事態宣言」が発出され、人の動きが制限を受け、事業者の収入が減少している。このような中、事業者においては、固定費(家賃、リース料、借入金返済、人件費等)の負担、流動経費への自己資金の投入、固定経費の支払猶予の相談及び運転資金の新規借入れなどの自助努力と国及び県の支援を活用して事業の継続と雇用の維持に努力されているところであるが、更なる市独自支援が必要である。	新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業継続支援助成金 ①令和2年1月以降の売上高が前年同月比30%以上減少(一事業者一回限り) ②対象：(1)旅館・ホテル営業、(2)飲食店営業 ③申請月：令和2年1月～令和2年6月まで ④助成額：(1)雇用5人以上、売上50%以上減少1,000千円、売上30%～50%未満500千円 雇用5人未満売上50%以上減少500千円、売上30%～50%未満300千円 (2)雇用3人以上、売上50%以上減少500千円、売上30%～50%未満300千円 雇用3人未満売上50%以上減少300千円、売上30%～50%未満200千円	市内事業所の事業継続	①補助目標事業者数 ホテル・旅館32件 飲食店 112件 計144件	経済振興部 産業政策課	令和2年度4月補正 予算(専決)				○	
				29	感染症発生の影響により、人やモノの動きが制限され市内事業者においては売上の減少が発生し、固定費等の支払いに苦慮されている状況にあることから、更なる市独自支援が必要である。(業種追加)	新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業継続支援助成金 ①令和2年1月以降の売上高が前年同月比30%以上減少(一事業者一回限り) ②対象：道路旅客運送業、卸売業、小売業、生活関連サービス業、持ち帰り配達サービス飲食業、療術業 ③申請月：令和2年1月～令和2年6月まで ④助成額：(2)雇用3人以上、売上30%以上減少200千円、雇用3人未満、売上30%以上減少100千円	市内事業所の事業継続	①助成金交付者数 ③472件 ※H28経済センサス 上天草市内産業分類別事業所より算出	経済振興部 産業政策課	令和2年度5月補正 予算(専決)					○
	5	その他市民の生活を支えるための取り組み	4	感染症の影響により、水道料金の支払いが困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払いの猶予等、柔軟に対応する必要がある。	水道料金の支払い猶予制度 感染症の影響により、水道料金の支払いが困難な方に対しては、支払い猶予や分割納付の相談に応じる。	・生活不安の解消 ・給水停止の回避	①新型コロナウイルス感染症の影響により、支払いが困難になった者からの相談に対する受付率 ②100% ③100%	水道局	随時実施					○	
			6	感染症による市内経済や市民生活への影響を最小限に留めるため、国が行う経済対策を積極的に活用して経済の回復及び成長に向けた措置を柔軟に講じていく必要がある。また、感染症拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けている方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう必要な支援を行う必要がある。	納税が困難な方へ徴収猶予の特例制度 感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方に対し、申請に基づき1年間、地方税の徴収の猶予を行う。 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること及び一時に納付し、又は納入を行うことが困難であることの両方を満たす納税者・特別徴収義務者が対象。 対象となる税は、開始日から1月31日までに納期限が到来する個人市民税、固定資産税など。	中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるようになる。	-	市民生活部 税務課	随時実施(R3.1月末迄)				○	○	
			32	感染症による市内経済や市民生活への影響を最小限に抑えるため、国が行う経済対策を積極的に活用して経済の回復及び成長に向けた措置を柔軟に講じていく必要がある。また、感染症拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けている方々の雇用や生活を維持するとともに、中・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組むことが可能となる支援を行う必要がある。	中小事業者等に対する固定資産税負担軽減制度 感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、申請に基づき事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の負担を軽減する。 軽減の対象は、令和3年度課税分の事業用家屋及び設備等の償却資産に係る固定資産税。 軽減率は、対象年度の任意の連続する3か月間の売上高の対前年同期比減少率が、50%以上減少している者は、全額軽減。30%以上50%未満減少している者は、2分の1軽減。 必要要件として、事前に、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて、令和3年1月末日までに申請する必要がある。	中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるようになる。	-	市民生活部 税務課	実施に向けて検討中				○	○	

新型コロナウイルス感染症からの復興プラン事業一覧表 <フェーズ・アクション・分野別>

令和2年7月

別紙 1

フェーズ	レベル	アクション	分野	No.	現状・課題	事業名・概要	成果	KPI ①名称 ②現在値 ③目標値	担当課	備考	取組主体・関係機関等									
											国	県	市	事業者・団体・等	市民					
Withコロナフェーズ	リスクレベル1以下(注意・平常)	5つのアクション	感染拡大防止と医療体制の整備	33	感染予防対策の準備を行い、個人、地域及び職場における基本的な感染防止対策の普及及び理解促進を図る必要がある。また、感染期に備え、必要な感染防止用品の備蓄を行う必要がある。	新型インフルエンザ等事業 市民への正確な情報提供及び感染防止用品等の備蓄・管理を実施する。	・市民が感染防止対策を知ることができる。	①感染防止対策の広報、ホームページ、ラインでの周知 ②100% ③100%	健康福祉部 健康づくり推進課	随時実施				○						
					34	国内発生に備え、庁内及び関係機関との体制の準備を行う必要がある。また、感染防止に要する物品の備蓄管理及び予防接種の準備を行うとともに、市民に対し感染症の正確な情報を随時発信する必要がある。	新型インフルエンザ等事業 市民への正確な情報提供、関係機関に対する状況の変化に即応した情報提供及び定期的な情報交換の実施並びに感染防止用品等の備蓄・管理を実施する。	・市民が感染防止対策を知ることができる。 ・感染症の正確な情報を知ることができる。	①感染防止対策の広報、ホームページ、ラインでの周知 ②100% ③100%	健康福祉部 健康づくり推進課	随時実施				○					
				6		行政、その他の対応	35	庁舎及び統括支所は、行政サービスの提供や行政事務を遂行するために必要不可欠な施設であり、また、不特定多数の人が来庁することから、感染予防対策及び感染拡大防止対策を講ずる必要がある。	庁舎等感染予防・感染拡大防止対策事業 ①手洗蛇口のセンサー化 ②正面玄関の自動ドア化 ③正面玄関への消毒剤散布設備等の設置	・感染予防、感染拡大防止及び来庁者・職員の安心 ・庁舎等内での感染者未発生	①事業の実施率 ②0% ③100%	総務部 監理課	随時実施				○			
					36			体育施設利用者の安全安心を確保するため、感染拡大防止対策として、利用者の健康確認や消毒液の設置及び館内の換気が必要となる。	総合スポーツ公園事業・総合センターアロマ事業 ・出入口での検温及び消毒液等の設置 ・換気が難しい部屋への空気清浄機の設置	利用者及び職員の感染拡大を抑制できる。	①利用者、職員の感染者 ②0人 ③0人	教育部 社会教育課	令和2年度6月補正(追加分)予算				○	○		
				37		大矢野自然休養村管理センターは、市民の健康増進及び教養を高めるために必要不可欠な施設であり、不特定多数の人が利用することから、感染予防対策及び感染拡大防止対策を行う必要がある。	大矢野自然休養村管理センター事業 ・出入口での検温及び消毒液等の設置 ・窓口の飛沫感染予防対策用ビニールシート(又はアクリルパーテーション)の設置	利用者及び職員の感染拡大を抑制できる。	①利用者、職員の感染者 ②0人 ③0人	教育部 社会教育課	令和2年度6月補正(追加分)予算				○	○				
					38	図書館は、市民が勉強や文学等に親しむ機会を創出するため必要不可欠な施設であり、不特定多数の人が利用することから、感染予防対策及び感染拡大防止対策を行う必要がある。	図書館運営事務事業 ・出入口での検温及び消毒液等の設置 ・窓口の飛沫感染予防対策用ビニールシート(又はアクリルパーテーション)の設置	利用者及び職員の感染拡大を抑制できる。	①利用者、職員の感染者 ②0人 ③0人	教育部 社会教育課	令和2年度6月補正予算				○					
			2	光通信の支用		3	39	市内における光通信の整備区間に幹線道路沿いに集中し、幹線道路周辺に立地していない既存事業所においては、取引企業や本社とのデータ通信やテレビ電話などに支障をきたしている状況にある。新規誘致企業を推進する際にも、通信環境の整備は有利な条件となるため、その整備を推進する必要がある。	上天草市インターネット接続サービス整備事業 (光通信・5G回線整備) 幹線道路周辺に立地していない既存事業所においては、取引企業や本社とのデータ通信やテレビ電話などに支障をきたしている状況にあることから、通信環境の推進を検討する。	新規企業立地の推進・既存企業の通信高速化による事業拡大	①新規企業立地(情報関連企業・コールセンター等) ③5社	経済振興部 産業政策課	実施に向けて検討中				○	○		
					6			対応行政、その他	40	在宅勤務中に職員や市民等と連絡を取る場合、個人の携帯電話等を使用することから、通話料が個人負担となり、また、個人の電話番号が相手に伝わってしまう。通話料は業務上の経費のため市が負担する必要があり、個人の電話番号が相手に伝わることを避けるために、業務で利用できる電話機の環境を準備する必要がある。しかし、全員分の携帯電話を準備することは、コストが高額となることから、個人所有の携帯電話を活用し、個人が使用できる業務用の番号を付与できる環境の整備が必要となる。	在宅勤務者が利用できる業務用電話番号の導入 在宅勤務に備え、職員が業務に使用する個人のスマートフォン等の通話にかかる費用を市が負担する「通話アプリ」の導入を検討する。	・多様で柔軟な働き方の確保(WLB) ・業務継続の確保(BCP) ・これまで個人負担していた通話料を、市が負担することで安心して業務を行うことができる	①新型コロナウイルス等の感染症発生時に事務所で勤務する職員の割合：5割削減	総務部 危機管理情報課 総務課	実施に向けて検討中				○	
										3	官民を挙げた経済活動の回復	41	感染拡大が進むことで、国内の学校の現状及び社会状況から今年度の合宿申込みは減少することが予想され、市内宿泊業や飲食業の経営にも悪影響が及ぶことが懸念される。	上天草市スポーツ合宿等誘致推進助成金の拡充 これまで合宿で訪れていたスポーツ団体の繋ぎ止めと新たなスポーツ団体へのPRを目的に、令和2年度限定で助成金の交付要件を緩和し拡充することを検討する。 【交付要件の緩和】(第3条第2号) ・1回の合宿における延べ宿泊者数20人→10人 【助成金額の拡充】(第5条) ・延べ宿泊者数に乘じる金額1,000円→2,000円 ・上限額10万円→20万円	宿泊業及び飲食業の経営安定 体育施設の利用増加 スポーツの振興	①9月以降延べ利用団体数 ②60団体/85団体(R1年間実績/目標) ③30団体	教育部 社会教育課	実施に向けて検討中		
					42			感染拡大防止のための外出自粛により、本市への交流人口が縮小していることから、観光業へも大きな影響が生じている。収束後に国等が誘客キャンペーンを実施予定であるが、現在の危機的状況を乗り切るためには、感染症の影響が少ない地域に限定した緊急の対策が必要である。	くまもと限定緊急宿泊助成事業 ・熊本県在住者10,000人に限定し、宿泊費の2分の1(上限5,000円/1人当たり)を助成する事業を開始する。 ・宿泊施設は、市内の観光体験、買い物券等をセットしたプランを設定し、そのプランを予約し宿泊された方を対象とする。				・市内観光業の経済回復	①宿泊者数 ③10,000人	経済振興部 観光おもてなし課	令和2年度5月補正予算(専決)				○
43	感染症発生の影響により大きく落ち込んだ市内経済を回復させるために、商工会や商工団体(飲食店組合、商店会、スタンブ組合)等がクーポン券や商品券等を発行し、消費喚起を促し、市内経済の活性化を図る必要がある。	経済回復商工事業補助金 ①上天草市商工会加盟店で使用できるクーポン券を市内全世帯に配布する。 ②上天草市飲食店組合加盟店舗で使用できるクーポン券を市民に配布する。 ③大矢野スタンプ組合加盟店舗で使用できるプレミアム商品券を販売する。 ④龍ヶ岳つばきスタンプ会加盟店舗でセールと抽選会を実施し、消費喚起を促す。 ⑤二子橋商店会加盟店舗で使用できるクーポン券を市民に配布する。 ⑥松栄会加盟店舗で使用できるクーポン券を市民に配布する。	市内経済回復	①クーポン券及び商品券の利用額 ③20,000千円		経済振興部 産業政策課	令和2年度5月補正予算(専決)				○	○								

新型コロナウイルス感染症からの復興プラン事業一覧表 <フェーズ・アクション・分野別>

令和2年7月

別紙1

フェーズ	レベル	アクション	分野	No.	現状・課題	事業名・概要	成果	KPI ①名称 ②現在値 ③目標値	担当課	備考	取組主体・関係機関等					
											国	県	市	所 事 業 団 体 ・ 事 業	市 民	
Withコロナフェーズ	リスクレベル1以下（注意・平常）	将来を見据えた強靱な経済構造の構築	農林水産業	2	44	上天草物産館さんばーるは、道の駅に登録され、常時駐車場及びトイレを24時間開放していることから、多くの方が利用されている。このため、感染拡大が懸念される老朽化した本館トイレの改修工事を行い、感染拡大を防止する必要がある。	農業農村建物施設等管理事業 感染症拡大を防止するために、上天草物産館さんばーるのトイレの改修を検討する。	農林水産業者の事業継続と雇用維持	令和2年度目標 農業者数2,057人 漁業者数1,008人 1次産業生産額56.2億 ※総合計画後期基本計画より	経済振興部 農林水産課	実施に向けて検討中				○	
				3	45	感染拡大防止のために不要不急の外出自粛の影響により、本市への交流人口が縮小していることから、地域経済の停滞、ひいては移住者数の減少への懸念が生じている。	多目的なキッチンカーによる移住促進及び緊急時の体制整備事業 キッチンカーを飲食店経営者に貸出し、テイクアウト及びドライブスルーなどの機能を活かした経営支援を行う。	・市内飲食店の経営回復の一助 ・起業希望移住者へのチャレンジショップ機会の創出 ・市内の若者・事業者向けビジネスチャレンジ機会の創出 ・災害時の水・食料供給	①移住者数 ②79人/50人(R1実績/目標) ③54人(R2目標) ※総合計画後期基本計画より	企画政策部 企画政策課	令和2年度6月補正(追加分)予算				○	○
			インフラ	4	46	感染拡大等を踏まえ、テレワークや在宅学習等の「新しい生活様式」に市民が対応していくには、大容量のデータ通信が行えるネットワーク環境が必須となることから、光ファイバ網による情報通信環境の整備を行う必要がある。	光ファイバ整備拡張事業（事業者補助） 光インターネットサービスの未整備地区に、電気通信事業者と協力し光ファイバ網の整備（拡張）を行う。	市民のデジタルディバイド（通信格差）の解消	①世帯カバー率（光インターネットサービスサービスが利用できる世帯） ②約80% ③約95%	総務部 危機管理情報課	令和2年度6月補正(追加分)予算	○		○	○	
			行政、その他の対応	6	47	感染症の影響の長期化を見据え、国の専門家会議が示す「新しい生活様式」を実践する必要がある。実践に当たっては、売上げが減少している市内事業者にとっては大きな負担となるため、市としても感染拡大予防の徹底に当たり、事業者の3密対策を推進する必要がある。	新生活様式導入推進補助金事業 感染症拡大予防の徹底に当たり、市内事業者の三密対策を推進する必要があることから、飛沫感染や接触感染を防止するための備品の購入、設備の設置、施設の改修等に補助金を交付する（間仕切りパーテーション、フェースシールドの購入、換気扇の増設など。）。	・3つの密（密閉・密集・密接）の回避 ・利用者の安心安全に寄与	①市内事業所の三密対策整備率：70%	総務部 新型コロナウイルス感染症対策課	令和2年度6月補正(追加分)予算				○	○
				4	48	感染症への対応として在宅勤務が実施されたが、緊急の会議等が開催された場合、在宅勤務者も出勤し会議に参加している状況にある。また、会議室内が3つの密の状態となっていることから、感染拡大防止の対策を図る必要がある。	テレビ会議システムの導入 4庁舎（本庁・支所）の会議室に在宅勤務者等が自宅から会議に参加できるよう、Web会議システム（SkypeやTeams等）と連携機能を有するテレビ会議システムの導入を検討する。 ・導入機器 テレビ会議システム（Web会議システム等との連携機能を有するもの） ・設置地点 4庁舎会議室（大矢野・庁会議室、松島：3階会議室、姫戸：会議室、龍ヶ岳：会議室の予定）	・多様で柔軟な働き方の確保 ・3つの密を避けることができる ・コスト等の削減	①庁内における会議のテレビ会議実施率：50%	総務部 危機管理情報課 総務課 総務課 総務課 総務課	令和2年度9月補正予算（予定）				○	
			49	感染拡大への対策として、事務所内の人数を減らすための対策が必要となったが、他の庁舎等に業務ができる環境（部屋・PC）が整備されておらず、分散勤務を実施することが難しいことから、各庁舎で業務ができる環境を整備する必要がある。	簡易版サテライトオフィスの導入 新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的に、事務所分散や事務所内に勤務する職員数を減らす方法として、居住地の近くの庁舎等で勤務ができるよう、本庁・支所等に業務ができるリモート接続用のパソコンの整備、業務スペースの整備（会議室やテーブル等の準備）、業務ネットワークが利用できる環境の整備（リモート接続用パソコンの設置）を検討する。	・多様で柔軟な働き方の確保（WLB） ・業務継続の確保（BCP）	①新型コロナウイルス等の感染症発生時に事務所内で勤務する職員の割合：5割削減	総務部 危機管理情報課 総務課 総務課	実施に向けて検討中				○	○		
			50	感染症の感染防止などによる在宅勤務などが始まっているが、日本年金機構等による情報漏洩事案の発生に伴うセキュリティ強化により、持ち帰りパソコンの自宅WiFiへの接続禁止や外部からの庁内ネットワークへの接続禁止等、十分な業務を行うことができない。このことから、在宅勤務等のできる業務の範囲を増やすことを目的に、BYODにより職員が所有しているスマートフォン等で利用できるアプリケーションを導入し、自宅や出張先からテレビ会議への参加、チャット、資料の共同作成等ができるよう整備する必要がある。	BYODによるモバイルワークの導入 本市で導入しているMicrosoft365で利用できるアプリケーションを追加し、BYOD（個人が所有するスマートフォン・タブレット等）から資料の共同作成、Web会議への参加、チャット等が利用できる環境の整備を検討する。また、Microsoft365にTeams（Web会議・チャット・資料の共同作成等）を追加設定、テレワークを希望する職員へはインターネット接続系パソコンから接続できるようモバイルルータ等の整備も併せて検討する。	・業務継続の確保（BCP） ・多様で柔軟な働き方の確保（WLB） ・ペーパーレスや移動時間の削減によるコストの作成	①セキュリティブラウザの導入者数：100%（職員・一般職のみ） ※スマートフォンなどを所有していない職員を除く	総務部 危機管理情報課 総務課	実施に向けて検討中				○	○	○	

新型コロナウイルス感染症からの復興プラン事業一覧表 <フェーズ・アクション・分野別>

令和2年7月

別紙1

フェーズ	レベル	アクション	分野	No.	現状・課題	事業名・概要	成果	KPI ①名称 ②現在値 ③目標値	担当課	備考	取組主体・関係機関等						
											国	県	市	所 事 業 団 体 等	市民		
Withコロナフェーズ	リスクレベル1以下(注意・平常)	4	6	行政、その他の対応	51	感染症の影響の長期化を見据え、国の専門家会議が示す「新しい生活様式」を実践する必要がある。「新しい生活様式」に示されているテレワーク等を実施するには、市民がいつでもどこでも、自宅以外の身近な施設等からもインターネットに接続できる環境を整備する必要がある。	公民館を活用したWi-Fi環境整備事業 地域の公民館等で様々な事業が実施できるように、地域住民も利用可能なWi-Fi環境の整備を検討する(インターネット回線を開設したフリーWi-Fiの整備の検討。)	・3つの密(密閉・密集・密接)の回避 ・利用者の安心安全に寄与 ・市民の利便性向上	①行政区単位でのFreeWiFi設置割合 ②不明 ③100%	総務部 危機管理情報課 教育部 社会教育課	実施に向けて検討中				○	○	
					52	感染症の影響により、今後も学校の休業等の措置が取られる可能性がある。本市においては、インターネット環境の普及の遅れにより、学校休業期間中の児童生徒がICTを活用したオンライン学習等が実施できない状況にあった。このような状況を踏まえ、自宅にWi-Fi環境のない児童・生徒がオンラインを活用した教育が受けられることができるよう、利用環境を整備する必要がある。	公民館を活用したオンライン教育等実施事業 地域の公民館等に整備予定のWi-Fi環境を活用し、自宅等にWi-Fi環境がない児童・生徒が公民館でオンライン教育等が受けられるようにするため、公民館にGIGAスクール等の事業で整備したタブレット端末を用いて、インターネットを通じたコンテンツ等を利用することを検討する。	・3つの密(密閉・密集・密接)の回避 ・教育水準の向上	①市内児童・生徒が学校以外でインターネットに接続できる割合 ②不明 ③100%	教育部 学務課 社会教育課 総務部 危機管理情報課	実施に向けて検討中				○	○	○
					53	感染症の影響の長期化を見据え、国の専門家会議が示す「新しい生活様式」に照らした3つの密を避けるためには、市役所や社会福祉協議会等を訪れることなく、健康や生活の相談ができるよう利用環境を整備する必要がある。	公民館を活用した各種相談事業等の実施 地域の公民館等に整備予定のインターネット回線を活用し、常設型の端末(タブレット等)を設置した上で、社会福祉協議会等と連携し、市役所等を訪れなくても、地域から各種相談が行えるようなシステム整備を検討する(公民館に設置の端末(タブレット等)と市役所等を接続し、Web会議の機能などを用いて、各種相談等を受ける。)	・3つの密(密閉・密集・密接)の回避 ・市民の利便性向上	①市内以外の場所(行政区単位)でオンライン相談ができる人の割合 ②0% ③100%	健康福祉部 市民生活部 社会教育課 総務部 危機管理情報課	実施に向けて検討中				○	○	
					54	感染症の影響の長期化を見据え、国の専門家会議が示す「新しい生活様式」に照らした3つの密を避けるためには、市役所(本庁・支所等)を訪れることなく、証明書発行や各種手続きのサービスが、様々な場所で受けることができるよう整備する必要がある。	公民館を活用した移動市役所(仮称)の実施 地域の公民館に月1回程度、移動市役所(仮称)開設するもの。証明書等の発行は、公民館に整備予定のインターネット回線を活用し、VPN接続にて基幹システムと接続して行い、各部署との連絡は、公民館に設置予定の常設型端末(タブレット等)を活用し、Web会議システム等により行うことを検討する。 ・公民館に移動市役所を開設(月1回程度)。 ・証明書発行、各種相談業務(Web会議等)を行う。	・三密(密閉・密集・密接)の回避 ・市民の利便性向上	①市役所窓口(本庁・支所・出張所)を来庁する人の割合 ②0% ③△10%	総務部 総務課 危機管理情報課 教育部 社会教育課	実施に向けて検討中				○	○	
					55	感染症の感染状況においては、再度、緊急事態宣言等が出される可能性があり、その場合、外出禁止等の措置が取られることとなり、人の目がなくなることから、地域の安全に不安が生じる。市民が安心安全に生活を送るためにも、各地区に防犯カメラ等を整備する必要がある。	防犯カメラ設置事業(行政区を単位とした整備) 地域の公民館周辺に防犯カメラを設置し、録画したデータは、公民館に整備したインターネット回線を通じて、クラウドサービス等を利用して管理することを検討する。 ※記録された映像等は、警察等からの開示請求のみ提供予定	・市民の安心安全向上	①防犯カメラの設置率 ②0% ③10%	総務部 危機管理情報課	実施に向けて検討中				○	○	○
					56	感染症の収束が見えない中で、地域で介護予防活動を継続するためには、感染予防対策の情報を収集しつつ、対策を講ずる必要があるため、情報収集手段が低調な高齢者への情報収集に係る対策を講じる必要がある。	地域介護予防活動支援事業 住民が安心して活動を継続するために、状況の変化に応じて、参加者へチラシ等の配布及び市ホームページや公式ラインでの情報提供を随時行う。	市民が安心して活動を継続することにより、虚弱高齢者の増加及び要介護状態になることを防ぐことができる。	①活動率 ②70% ③100%	健康福祉部 高齢者ふれあい課	実施に向けて検討中				○	○	○
57	各種福祉事業において、市、社会福祉法人等、利用者(市民)間の連絡及び相談等が電話又は電子メール等で行われており、内容の確認等に時間がかかる。また、各種手続きも紙ベースで行われており、手続きの手間や申請時の感染リスクがある。	子ども・子育て支援事業 市・保育園・保護者(園児)をオンラインで接続し、Webカメラ等を活用することでリアルタイムな情報の伝達等が可能となるアプリを導入し、園児の体調急変時における状態報告や確認等をスムーズに行える環境を整えることを検討する。 なお、各医療機関との連携を行うことで、遠隔診療も可能になるため病院での感染リスクも抑えることができ、また、当該アプリを利用することで、市又は保育園から保護者等への一斉連絡も可能となり、園児等の命を守るための緊急連絡を行えるようになる。加えて、当該アプリの導入により、申請時の感染リスクが低減され、手続きのスピードアップ等が図られる。	・施設利用者等の状況がリアルタイムで確認できるため保護者等が安心できる。 ・施設及び自宅での遠隔診療を行うことで施設利用者のみならず医療従事者の感染リスクが低減する。 ・申請手続きの簡素化等により施設利用までの期間が短縮される。	①施設利用者等のアプリインストール割合 ②0% ③100%	健康福祉部 福祉課	実施に向けて検討中				○	○	○					

新型コロナウイルス感染症からの復興プラン事業一覧表 <フェーズ・アクション・分野別>

令和2年7月

別紙 1

フェーズ	レベル	アクション	分野	No.	現状・課題	事業名・概要	成果	KPI ①名称 ②現在値 ③目標値	担当課	備考	取組主体・関係機関等				
											国	県	市	所 事 業 団 体 ・ 事 業	市 民
Withコロナフェーズ	リスクレベル1以下（注意・平常）	5つのアクション	5 保育園教育等（学校、行政、その他の対応）	58	GIGAスクール構想により児童生徒1人1台のタブレットPCの導入やネットワーク環境の整備などを令和4年度までの計画としていたが、国の補正予算により前倒して令和2年度中に整備することとなったことから、ICTを活用した授業を行い、児童生徒が情報や手段を主体的に選択・活用していく情報活用能力を高め、思考力を育成し、学力の向上を図る必要がある。	IT教育推進事業（小学校、中学校） 国のGIGAスクール構想に伴う小中学校児童生徒1人1台タブレットPC導入や、学校施設内の通信環境の整備等を実施する。 また、教職員のICT活用能力を高めるため、研修会の開催やICT支援員を設置し、教材作成等のサポートを行うなど、教職員のICT活用能力向上に係る積極的な支援を実施する。	情報及び手段を主体的に選択活用していくための個人の基礎的な力の育成を図る。	①ICTの利活用が可能な授業での利活用割合 ②未定 ③100%	教育部 学務課	令和元年度3月補正予算、令和2年度5月補正予算（専決）				○	○
				59	感染症への感染等を鑑み、国として新たな生活様式を推進しているところであり、本市においても生活者意識に寄り添った新たな生活様式を取り入れる必要がある。	新たな生活様式に向けた九州大学未来学デザインセンターとの共同研究事業 リモートワークの普及や接触機会の減少など人の価値観が大きく変化してきている中で、本市に応じた新たな日常を検討するため、九州大学未来デザイン学センターと共同研究に係る協定を締結し、共同研究を行う。	本市に応じた新しい生活様式の見える化（生活様式を整えていくための効率・効果的な計画、施策等への立案に反映可能とする）	①ロードマップの作成 ②0% ③100%	企画政策部 企画政策課	令和2年度6月補正（追加分）予算				○	○
				60	感染拡大を予防するため、「新しい生活様式」に基づく行動を求められている。現在、上水道の使用開始や休止等の届け出については、市役所の各窓口（本庁・支所・出張所）及び郵送にて受付を行っているが、窓口への来庁者数を減らすためには、オンライン申請などを活用し、届け出ができる環境を整備する必要がある。	水道使用の開始・休止届のオンライン申請の導入 利用者がスマートフォン等のモバイル機器やパソコンを使用して、インターネットを通じて、上水道の使用開始や休止の届出が行えるよう、電子申請の環境を整備するもの。 ◆熊本県電子申請サービス（よろず申請本舗）上に、申請フォームを作成する。	・24時間受付可能 ・使用者の利便性向上	①オンライン申請数 ②0件 ③130件 【参考】 ・年間届け出数：1300件（R1年度実績）	水道局	随時実施				○	○
				61	各種証明書の発行は、本庁・支所・出張所・市内郵便局の窓口、郵便請求等で行っているが、いずれも職員による対応が必要となっている。そのため、市役所が閉鎖された場合等、発行業務が停止する恐れがあり、市民生活に影響を及ぼす恐れがあることから、コンビニエンスストア等で発行できる環境を整える必要がある。	各種証明書（住民票・税証明等）のコンビニ交付の導入 コンビニエンスストアで、住民票・税証明・印鑑証明等が発行できるよう、コンビニ交付システムの構築及び既存システムの改修等を検討する。	・業務継続の確保（BCP）	①市内コンビニエンスストアでの利用可能店舗率：100% ※コンビニ交付対応店舗のみを対象	市民生活部 市民課 総務部 危機管理情報課	令和2年度9月補正予算（予定）				○	
				62	大矢野庁舎生活環境課窓口には来庁者が多く、待合ロビーは恒常的に過密状態になる傾向であるため、来庁者の待ち人数や順番を表示するなどの対策を講じ、過密状態を緩和する必要がある。	受付番号券発券機の設置 大矢野庁舎待合ロビーにおける過密状態を緩和するため、受付番号券発券機を設置する。	・窓口業務効率化（待ち人数及び時間把握や受付時間業務短縮等）による待合ロビーの過密状態の緩和	①待合ロビーの過密度 ②100% ③50%	市民生活部 生活環境課	令和2年度9月補正予算（予定）				○	
				63	本市では、斎場使用予約の受付を土日祝日においても電話対応で行っているが、開庁時間外の外部委託や職員の電話対応（約40件/月）業務が負担となっているため、負担を軽減する必要がある。	斎場予約システム事業 斎場の予約について、電話での自動応答システムやインターネットによる予約システムの導入を検討する。	・24時間受付可能 ・斎場利用者の利便性の向上 ・時間外の斎場予約に係る外部委託費の削減 ・職員の業務負担の削減及び業務の効率化	①自動対応システム又はインターネット予約システムの利用者数 ②0 ③100%	市民生活部 生活環境課	令和2年度9月補正予算（予定）				○	
				64	感染症の感染拡大を予防するため、「新しい生活様式」に基づく行動を求められている。現在、公共料金等（上水道料金）を口座振替で納付する場合、金融機関の窓口で申請する方法しかないため、3つの密を避けた行動がとれるよう、オンラインで申請可能な環境を整備する必要がある。	WEB口座振替申請サービスの導入 利用者がスマートフォン、パソコンを使って、口座振替登録手続きができる環境の整備を検討する。	・24時間受付可能 ・納付者の利便性向上 ・即日登録が完了 ・ペーパーレス、印鑑不要	①上水道料金口座振替新規・変更登録者のうちWEB利用率 ②0% ③20% 【参考】 ・登録件数：700件程度（H30年度実績） ③目標値：約150件/年	水道局	実施に向けて検討中				○	
				65	感染拡大を予防するため、「新しい生活様式」に基づく行動を求められている。現在、公共料金等（上水道料金）の納入を納付書で行う場合（年間約33,500件：24.3%）、窓口（市役所、金融機関等）のみでの納入となるため、3つの密を避けた行動がとれるように納入できる方法を広げる取り組みとして、コンビニ収納やキャッシュレス（電子決済）等の導入により、窓口以外で納入ができる環境を整備する必要がある。	公共料金（上水道料金）のコンビニ収納及びキャッシュレス導入 利用者がコンビニエンスストアで公共料金（上水道料金）の支払いができる仕組みを検討する。併せて、外出することなく納付書のバーコードをスマートフォンなどのモバイル端末のカメラで読み取り、電子マネー決済が行える仕組みも検討する。	・24時間支払可能 ・納付者の利便性向上	①上水道料金コンビニ収納及びキャッシュレス利用率 ②0% ③5%（3%+2%） 【参考】 ・収納件数：137,500件（R1年度実績） ③目標値は約7,000件/年	水道局	実施に向けて検討中				○	
				66	庁内における3つの密を避けるため、各部署で調整の上、職員在宅勤務を開始したが、在宅勤務時は、紙媒体で対応する文書関係（起案、決裁、收受等）が対応できないため、決裁事務等が滞る懸念がある。	電子決裁システムの導入 第4次上天草市行政改善計画「13電子決裁の推進」に基づき、現在、紙ベースで対応している文書の事務処理を電子化し、在宅勤務時においても決裁等が可能となる環境（タブレット端末等で処理が可能な電子決裁システムの拡充又は新規構築）整備を検討する。	在宅勤務や出張等により滞ってしまう決裁処理を電子化することにより事務処理が円滑化される。	①年間に年次有給休暇を12日以上取得した職員の割合 ②74.6%（H30） ③100%（R6） ※R6は上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略（上天草市役所で働きたくなる）	総務部 総務課	実施に向けて検討中				○	

新型コロナウイルス感染症からの復興プラン事業一覧表 <フェーズ・アクション・分野別>

令和2年7月

別紙 1

フェーズ	レベル	アクション	分野	No.	現状・課題	事業名・概要	成果	KPI ①名称 ②現在値 ③目標値	担当課	備考	取組主体・関係機関等						
											国	県	市	事業者・団体・等	市民		
Withコロナフェーズ	リスクレベル1以下 (注意・平常)	5つのアクション	6 行政、その他の対応	67	上天草市内には、市民が出先でインターネットができる場所や本市を訪れるビジネスマンがリモートワーク等を利用できる場所がないため、働き方改革やテレワークを推進していく上で、だれもが利用できる環境(場所)を整備する必要がある。	市民等が利用できるテレワークスペースの提供 市民や本市を訪れるビジネスマン等がテレワーク等を利用できるように、インターネット回線(Wi-Fi)や、FAX・コピー機等のOA機器が利用できる環境整備を検討する。 ・庁舎や公共施設等のロビー等の空きスペースに誰でも利用できるスペースを提供 ・TELECUBE(W1200×D1200×H2315)の設置、光インターネット回線、電源を提供	・多様で柔軟な働き方の確保(WLB)、 ・労働力人口の確保 ・地域活性化 ・業務継続の確保(BCP)	①利用者数：延べ960人 (2人×10日×12月×4拠点)	総務部 危機管理情報課 監理課	実施に向けて検討中				○	○	○	
				68	テレワーク・リモートワークの導入に当たっては、ICT環境の整備だけでなく、運用ルールや規程の整備等、様々なプロセスを経ることが必須であり、新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言等の事態が発生した場合、市内企業等の生産性を低下させないために、テレワークの導入促進を図る必要がある。	テレワーク導入市民講座(仮称)の実施 テレワークの導入を検討している事業者や導入が難しいと考えている企業等へのテレワーク導入支援等のための講座を開催するとともに、導入にむけた相談窓口の設置を検討する。 ・テレワーク専門員等による講習会やワークショップ ・テレワーク導入の相談窓口の設置	・労働力人口の確保 ・地域活性化 ・業務継続の確保(BCP) ・多様で柔軟な働き方の確保(WLB)	①講座への参加者数：20人(導入予定企業) ②テレワーク相談窓口への相談件数：5件	経済振興部 産業政策課	実施に向けて検討中				○	○	○	
				69	令和元年度に災害時における避難所のWi-Fi環境は整備されたが、停電が発生した場合、非常用自家発電設備がない避難所が多く、Wi-Fi環境はあっても利用できないことが想定される。また、避難所の対応に従事する職員は、避難所運営事務にあたる際、スマートフォン等を連絡用等に使用していることから、安定した使用を可能とするため、非常用電源設備が必要となる。	避難所等でテレワークを利用するための電源環境の整備 指定避難所にモバイル機器が充電でき、緊急のサテライトオフィスとしても利用できるポータブル型の蓄電池等の整備を検討する。 ※避難所内のネットワークは令和元年度に整備したWi-Fi環境を活用する。	・業務継続の確保(BCP)	①非常用自家発電設備普及率：100%	総務部 危機管理情報課	令和2年度12月補正 予算(予定)				○			
				70	市民等が参加する市主催の会議などにおいては、テレビ会議システム等の環境が整備されていないため、近くの庁舎や自宅等からの参加ができない状況にあり、会議開催地までの移動距離に応じた費用弁償等を支給している。よって、会議参加者の負担軽減、費用弁償に係る経費削減を図る必要がある。	市民等との会議におけるテレビ会議の導入 新たに導入するテレビ会議システムを活用し、市民等が参加する会議をテレビ会議で開催する仕組みを検討する。 ※会議の参加者は、近くの庁舎(本庁・支所)の会議室に設置されたテレビ会議システムを通じて、また、市外からの参加者は、Web会議システムからテレビ会議に参加する。	・会議参加者の負担軽減 ・コスト削減(会議開催における費用弁償等の削減)	①テレビ会議の開催率：30% ※市が主催する職員以外が参加する会議	総務部 危機管理情報課 監理課	実施に向けて検討中				○	○	○	
				71	感染症によって、国が提唱する「新しい生活様式」への移行が必要となったことから、市が所有する全ての施設において、市民や利用者等が安心して利用できるよう感染防止策の徹底を図る必要がある。	市有施設感染防止事業 不特定多数の者が利用する市有施設(建物に限る。)の1階出入口全てに非接触型検温機器及び空気洗浄機を設置する。	市民や利用者等の生命を守るとともに、不安を解消し、安心・安全な施設利用等が可能となる。	①市内感染者数 ②0人	総務部 監理課	令和2年度6月補正 (追加)予算				○			
				72	大矢野総合体育館、アロマ、姫戸支所、龍ヶ岳支所、つどい処などのそれぞれの地域で避難所が設けられているが、身体が悪い一人暮らしの市民の避難ができない状況となっている。このことから、避難所が設置可能な自治公民館等においては、地域が主体となった避難所の設置及び運営の検討が必要である。	公民館を活用した避難所開設事業 地域が主体となって公民館を避難所として開設することを推進する。	・指定避難場所への避難ができない市民が安心して避難ができる。 ・避難所が増えることで、3つの密の解消につながり感染リスクが低下する。	①避難ができない市民の減少率(施設などを含む) ② ③90%	総務部 危機管理情報課 教育部 社会教育課	随時実施				○			

新型コロナウイルス感染症からの復興プラン事業一覧表 <フェーズ・アクション・分野別>

令和2年7月

別紙 1

フェーズ	レベル	アクション	分野	No.	現状・課題	事業名・概要	成果	KPI ①名称 ②現在値 ③目標値	担当課	備考	取組主体・関係機関等						
											国	県	市	所 事 業 団 体 等	市 民		
V字回復フェーズ	リスクレベル1以下(注意・平常)	経済活動を挙げた観光レベル1以下(注意・平常)	観光	73	感染症により、需要が落ち込み、観光業へも大きな影響が生じている。感染前の状況を取り戻すため、くまもと限定緊急宿泊助成事業や収束後に国等が実施する誘客キャンペーンの状況を見ながら、更なる経済の回復に向けた対策が必要である。	観光客V字回復誘客キャンペーン事業 感染症の収束時期に合わせて迅速に観光客の回復を図るため、市内ホテル、旅館に宿泊された方を対象に抽選で2万名に本市で使える5千円分のクーポン券が当たるキャンペーンを実施する。また、速攻性の高いテレビCM等を活用し、熊本、福岡地域をターゲットとして、キャンペーン実施の告知を含めたプロモーションを実施することを検討する。	・市内観光業の経済回復 ・当選者は再来につながる	①宿泊者数 ②7万人 ③5万人+当選者2万人	経済振興部 観光おもてなし課	実施に向けて検討中				○	○		
				74	感染症の影響で販売先のホテルや飲食店が休業になったことから、養殖事業者の売り上げが停滞している。以前より、生産コストの増大、人手不足による経営余力の不足、消費者ニーズ把握の困難性など構造的な課題を抱えている一方で、世界的な水産物の需要増を見越して、養殖事業の生産性向上を図る必要がある。	上天草水産スマートシティ構築事業 本市を代表する資源であり、世界的に需要増が見込まれる“水産物”に照準を合わせ、IoT・AIなどの最新テクノロジーを活用したスマート水産養殖の仕組みを確立する。このことにより、IoTの特性を活かしたワークシェアリングによる地域の雇用創出、水産現場における担い手不足の解消、フィッシュオーナー制度による交流人口並びに関係人口の創出を図るほか、消費者の声を生産現場・商品開発へフィードバックする仕組みの構築などを通じて、地域が一体となった高付加価値な商品の開発から生産・販売を行う方法も検討する。	水産事業者の人手不足の解消、高付加価値な生産・販売方法の確立による養殖事業者の生産性の向上。	①漁業への新規就業者数 ②9人/8人(R1実績/目標) ③8人(R2目標)。R5年度までに計32人	企画政策部 企画政策課	実施に向けて検討中				○	○		
				75	市役所内で感染者が発生した場合、市役所が閉鎖されることとなり、市民への対応ができなくなるのが懸念される。市役所が閉鎖された場合においても、市民からの問い合わせ等に対し、最低限のサービスが提供できるよう、AI等を活用した自動対応が可能な環境を整備する必要がある。	AIを活用した自動電話受付サービスの導入 市役所の代表電話にかかってきた市民等からの問い合わせに対し、音声認識機能を使い、AIが自動応答する電話業務の自動電話受付サービス(主な機能:声を認識してテキスト化、問い合わせの内容を解釈し最適な回答を抽出、必要に応じてオペレーターに転送等)の導入を検討する。	・市民の利便性向上 (24時間365日対応が可能) ・業務の効率化	①職員の電話対応数の削減 ②100% ③△50%	総務部 総務課 危機管理情報課	実施に向けて検討中					○		
				76	市役所内で感染者が発生した場合、市役所が閉鎖されることとなり、市民への対応ができなくなるのが懸念される。市役所が閉鎖された場合においても、市民からの問い合わせ等に対し、最低限のサービスが提供できるよう、AI等を活用した自動対応が可能な環境を整備する必要がある。	AIを活用したチャットボットの導入 スマートフォンやパソコン等からの様々な問い合わせに対応できるよう、チャット形式での自動応答システムの導入を検討する。	・市民の利便性向上 (24時間365日対応が可能) ・業務の効率化	①チャットボット利用数(住民からの問い合わせ対応数の削減) ②0% ③150件/月	総務部 総務課 危機管理情報課	実施に向けて検討中					○	○	○
				77	感染症の影響により、職員においては、平常業務の他にも新型コロナウイルス感染症対策に係る業務が追加(増加)となり、部署によっては時間外勤務が大幅に増加している。	AI・RPAの導入 感染病拡大時や災害時等には、平常業務に加えて各対応に係る業務が発生し、担当職員の負担が過多となる。このような状況を回避するためにも、第4次上天草市行政実施計画(「10業務プロセスの再構築」)に基づき、職員の負担軽減を図るため、大量・定型的な業務等の処理に関しAI・RPAの導入を検討する。	感染症発生時や災害時における職員への負担軽減。ルーティンワークの時間軽減により余剰時間が創出が可能となる。(感染対策や災害対策への時間確保等)	①年間に年次有給休暇を12日以上取得した職員の割合 ②74.6%(H30) ③100%(R6) <small>※第2期上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略(上天草市役所で働きにくくなる)</small>	総務部 総務課	実施に向けて検討中					○		
				78	感染症の影響でテレワークが普及したことにより、地方移住への関心が高まっていることから、本市への移住相談件数は増加しているものの、移住者のニーズに応じた物件が少ない状況である。このことから、空き家対策及び定住促進を図るうえで、既存の市場流通物件や空き家バンク登録物件の他に、DIYによる空き家リノベーションの仕組みが必要である。	DIYリノベーション促進事業 市場流通していない空き家を活用した移住促進を図るために、空き家のDIYリノベーションによる持続的な仕組みの構築を検討する。	・空き家の有効活用 ・移住者の増加	①DIYリノベーション指導者数 ②0人 ③5人	企画政策部 企画政策課	実施に向けて検討中					○	○	○
	79	感染症の影響の長期化を見据え、国の専門家会議が示す「新しい生活様式」を実践する必要がある。上天草市への移住者が生活を送る上で、様々な情報の収集や情報交換を行うためには、市役所の窓口や移住者の会等に参加する必要があるが、外出禁止等となった場合、情報弱者となる可能性もあるため、安心して上天草市で生活できるようインターネット環境を整えておく必要がある。	移住定住促進のためのインターネット環境補助事業 移住定住の促進を図るため、本市への移住者に対し、2年間の光インターネット回線に係る費用の補助を検討する。	・3つの密(密閉・密集・密接)の回避 ・市民の利便性向上 ・移住定住の促進 ・情報弱者の解消	①移住者のインターネット接続環境の割合 ②不明 ③100%	企画政策部 企画政策課	実施に向けて検討中					○					
	80	高齢化社会である日本においては、70歳以上の高齢者の8割がスマートフォンを所持しているとされているが、その利活用においては、未だ途上の状態である。新しい生活様式に即した社会に対応するためには、ICT利活用能力を高める必要がある。	デジタルシニア育成事業 シニア世代のICT活用能力の向上を図るため、デジタルシニアの育成にかかる研修会の開催等を検討する。	①インターネットを通じた生きがいのある社会の構築 ②デジタルシニア増加による共同体運営の効率化	検討中	健康福祉部 高齢者ふれあい課 総務部 危機管理情報課	実施に向けて検討中					○	○	○			

令和2年7月策定

新型コロナウイルス感染症からの復興プラン

熊本県上天草市
企画政策部企画政策課

〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上 1514

電話番号 0964-26-5539

E-mail kikaku@city.kamiamakusa.lg.jp
